

国と地方の協議の場

平成24年4月16日（月）
18時10分～18時55分
総理大臣官邸4階大会議室

次 第

1. 開会

2. 協議事項

「社会保障・税一体改革について」

「災害廃棄物の広域処理について」

「地方自治法の改正について」

3. 閉会

○配布資料

- | | |
|-----|------------|
| 資料1 | 総務省提出資料（1） |
| 資料2 | 厚生労働省提出資料 |
| 資料3 | 環境省提出資料 |
| 資料4 | 総務省提出資料（2） |

○参考資料

- | | |
|-------|--|
| 参考資料1 | がれき処理みんなの力ですすめよう（環境省提出資料） |
| 参考資料2 | 津波被害による岩手県・宮城県の災害廃棄物の受け入れについて
（環境省提出資料） |

国と地方の協議の場(平成 24 年度第 1 回臨時会合)出席者

(国側)

野田 佳彦	内閣総理大臣
岡田 克也	副総理 内閣府特命担当大臣 (行政刷新)
	社会保障・税一体改革担当大臣
藤村 修	内閣官房長官
川端 達夫	総務大臣 内閣府特命担当大臣 (地域主権推進)
五十嵐文彦	財務副大臣
古川 元久	国家戦略担当大臣
小宮山洋子	厚生労働大臣
横光 克彦	環境副大臣

(地方側)

山田 啓二	全国知事会会長
山本 教和	全国都道府県議会議長会会長
森 民夫	全国市長会会長
<small>せきたに</small> 関谷 博	全国市議会議長会会長
<small>ふじはら</small> 藤原 忠彦	全国町村会会長
高橋 正	全国町村議会議長会会長

社会保障・税一体改革関係資料一覧

《税制抜本改革関係》

- ・ 資料 1－1 地方税に係る税制抜本改革法案の概要
- ・ 資料 1－2 地方税に係る税制抜本改革法案 参考資料
- ・ 資料 1－3 国税に係る税制抜本改革法案の概要
- ・ 資料 1－4 国税に係る税制抜本改革法案 参考資料
- ・ 資料 1－5 税制抜本改革法案の国会提出に伴う今後の対応（閣議決定）
- ・ 資料 1－6 「明日の安心」対話集会（実績）

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための 地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案」の概要

1 地方税法の一部改正（第1条・第2条）

(1) 地方消費税の税率の引上げ

地方消費税の税率を次のとおり引き上げる。

	税率	消費税率換算（参考）	消費税と合わせた税率（参考）
現行	100分の25	1%	5%
平成26年4月1日～	63分の17	1.7%	8%
平成27年10月1日～	78分の22	2.2%	10%

(2) 引上げ分の地方消費税の用途の明確化

引上げ分の地方消費税（市町村交付金を含む。）については、消費税法第1条第2項に規定する経費^{（※）}その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする。

（※）制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費

(3) 引上げ分の地方消費税に係る市町村交付金の交付基準

引上げ分の地方消費税に係る市町村交付金については、(2)のとおり社会保障財源化されることを踏まえ、全額人口により按分して交付する^{（※）}。

（※）現行分の地方消費税に係る市町村交付金の交付基準（人口：従業者数＝1：1により按分）は変更しない。

2 地方交付税法の一部改正（第3条～第5条）

消費税に係る地方交付税率を次のとおり変更する。

	地方交付税率	消費税率換算（参考）
現行	29.5%	1.18%
平成26年度	22.3%	1.40%
平成27年度	20.8%	1.47%
平成28年度～	19.5%	1.52%

3 その他

(1) 地方消費税率の引上げに当たっての措置（附則第19条）

- ・ 地方消費税率の引上げに当たっては、経済状況を好転させることを条件として実施するため、物価が持続的に下落する状況からの脱却及び経済の活性化に向けて、平成23年度から平成32年度までの平均において名目の経済成長率で3%程度かつ実質の経済成長率で2%程度を目指した望ましい経済成長の在り方に早期に近づけるための総合的な施策の実施その他の必要な措置を講ずる。
- ・ この法律の公布後、地方消費税率の引上げに当たっての経済状況の判断を行うとともに、経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、第1条及び第2条に規定する地方消費税率の引上げに係る改正規定のそれぞれの施行前に、経済状況の好転について、名目及び実質の経済成長率、物価動向等、種々の経済指標を確認し、前項の措置を踏まえつつ、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずる。

(2) その他

その他所要の規定の整備等を行う。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律

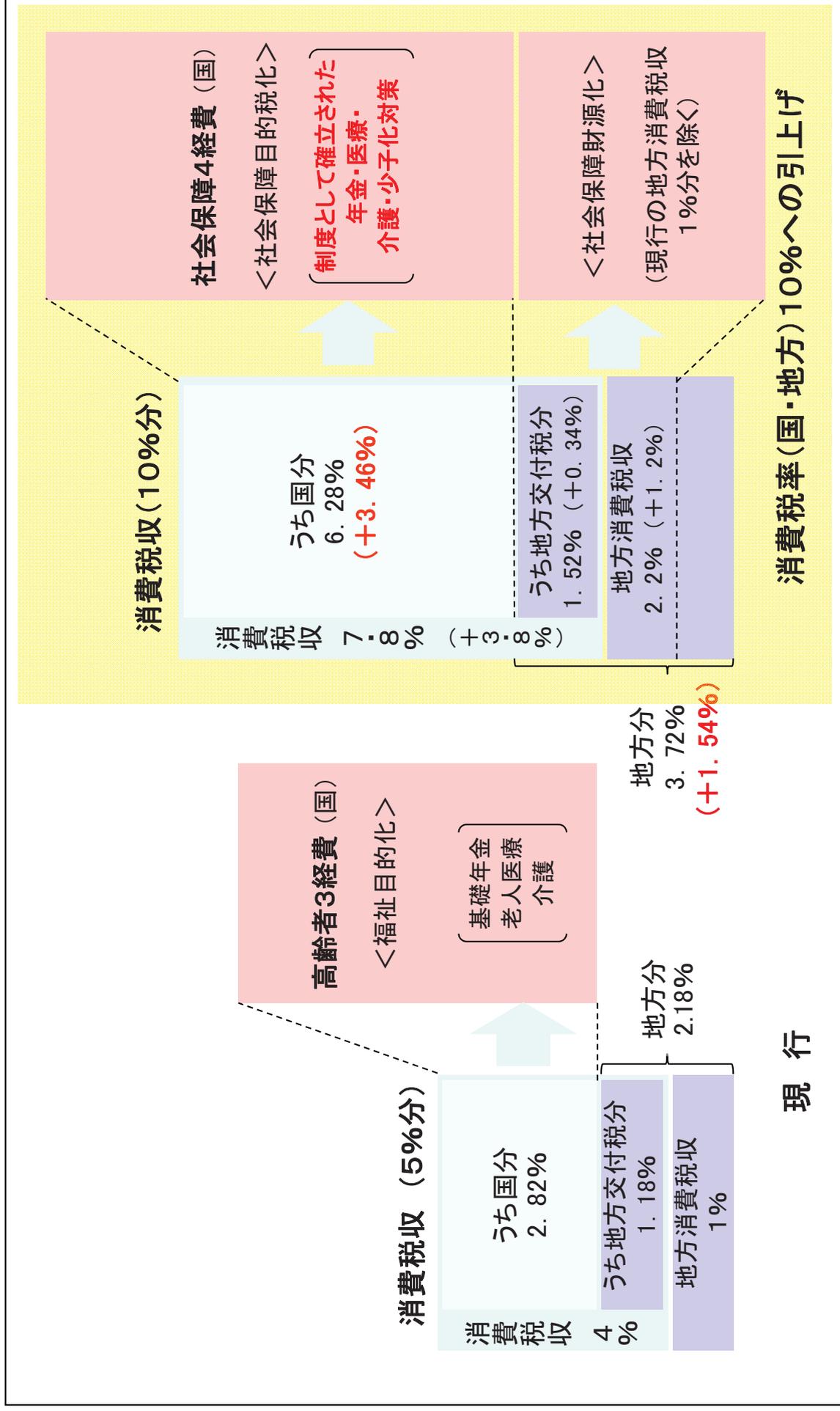
参 考 資 料

引上げ後の消費税収の国・地方の配分等（案）

	現行	平成26年4月1日～	平成27年		平成28年4月1日～
			～9月	10月～	
消費税＋ 地方消費税	5%	8%			10%
消費税	4%	6.3%			7.8%
うち交付税分	1.18% (法定率29.5%)	1.40% (法定率22.3%)	1.47% (法定率20.8%)		1.52% (法定率19.5%)
地方消費税	1% 〔消費税額の 100分の25〕	1.7% 〔消費税額の 63分の17〕			2.2% 〔消費税額の 78分の22〕
地方分合計	2.18%	3.10%			3.72%

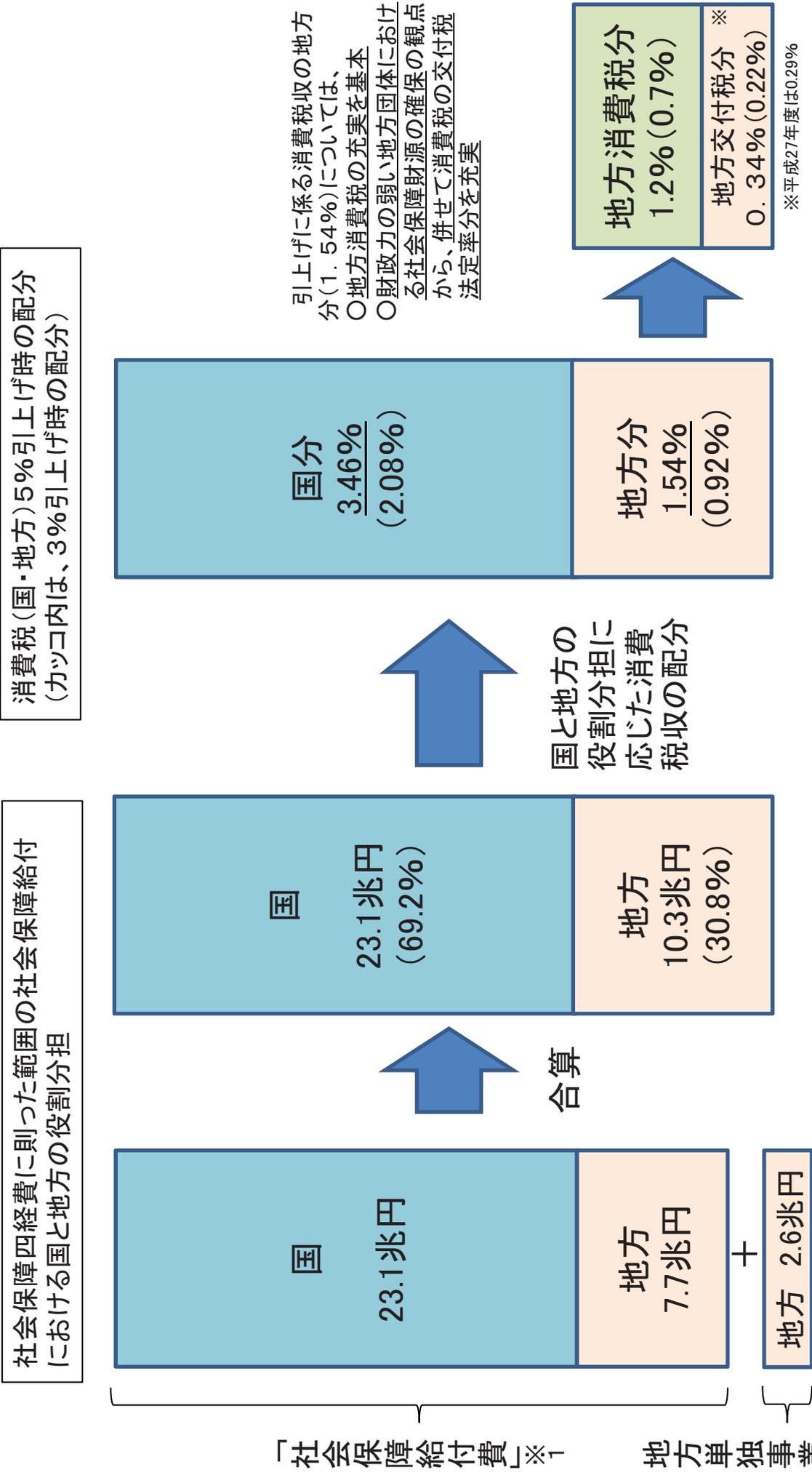
(注) 社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月17日 閣議決定)による。

消費税収の国・地方の配分と使途 (案)



(注1) 社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月17日 閣議決定)による。
 (注2) 消費税率(国・地方)8%への引上げ時には、消費税収6.3%(うち国分4.9%(+2.08%)、地方交付税分1.4%(+0.22%)、地方消費税収1.7%(+0.7%)となる(地方財源3.1%)。
 (注3) 地方交付税率(現行29.5%)は、平成26年度22.3%、平成27年度20.8%、平成28年度以降19.5%となる。

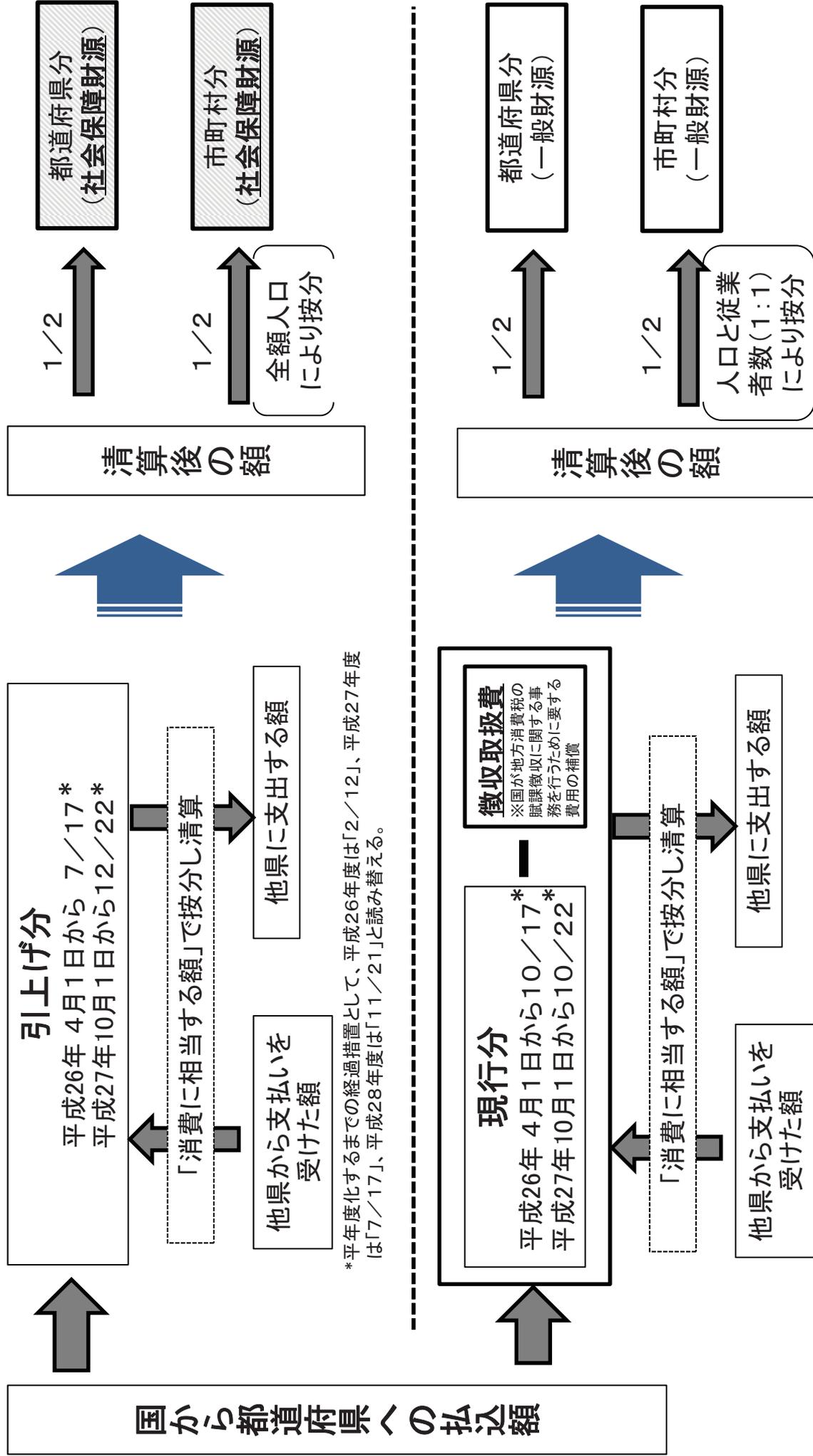
国と地方の役割分担に応じた配分 (案)



※1 「社会保障4経費(消費税対象経費)との関係での社会保障給付の整理」(12月26日「国と地方の協議の場」厚生労働省提出資料)より

※2 「地方単独事業の総合的な整理」(12月29日「国と地方の協議の場」内閣官房、総務省、財務省、厚生労働省提出資料)を踏まえた整理

引上げ後の地方消費税の仕組み(案)



*平年度化するまでの経過措置として、平成26年度は「2/12」、平成27年度は「7/17」、平成28年度は「11/21」と読み替える。

*平年度化するまでの経過措置として、平成26年度は「10/12」、平成27年度は「10/17」、平成28年度は「10/21」と読み替える。

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案」の概要

1. 趣旨（第1条）

この法律は、世代間及び世代内の公平性が確保された社会保障制度を構築することにより支え合う社会を回復することが我が国が直面する重要な課題であることに鑑み、社会保障制度の改革とともに不断に行政改革を推進することに一段と注力しつつ経済状況を好転させることを条件として行う税制の抜本的な改革の一環として、社会保障の安定財源の確保及び財政の健全化を同時に達成することを目指す観点から消費税の用途の明確化及び税率の引上げを行うとともに、所得、消費及び資産にわたる税体系全体の再分配機能を回復しつつ、世代間の早期の資産移転を促進する観点から所得税の最高税率の引上げ及び相続税の基礎控除の引下げ並びに相続時精算課税制度の拡充を行うため、消費税法、所得税法、相続税法及び租税特別措置法の一部を改正するとともに、その他の税制の抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置について定めるものとする。

2. 消費税法の一部改正

(1) 平成 26 年 4 月 1 日施行（第 2 条）

○消費税率を 4% から 6.3% に引上げ（地方消費税 1.7% と合わせて 8%）。

○消費税の用途の明確化

（消費税の収入については、地方交付税法に定めるところによるほか、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとする）

○課税の適正化（事業者免税点制度の見直し、中間申告制度の見直し）

(2) 平成 27 年 10 月 1 日施行（第 3 条）

○消費税率を 6.3% から 7.8% に引上げ（地方消費税 2.2% と合わせて 10%）

3. 所得税法の一部改正（第 4 条）

○所得税の最高税率の引上げ（課税所得 5,000 万円超について 45%）

（注）平成 27 年分以後の所得税について適用

4. 相続税法の一部改正（第 5 条）

○相続税の基礎控除の引下げ（「5,000 万円 + 1,000 万円 × 法定相続人数」
⇒ 「3,000 万円 + 600 万円 × 法定相続人数」）

○相続税の税率構造の見直し（最高税率を 50%⇒55%に引上げ）

○相続時精算課税制度に係る贈与者の年齢引下げ（65 歳⇒60 歳）

（注）平成 27 年 1 月 1 日以後に取得する財産に係る相続税、贈与税について適用

5. 租税特別措置法の一部改正（第 6 条）

○直系卑属（20 歳以上）を受贈者とする場合の贈与税の税率構造の緩和

○相続時精算課税制度に係る受贈者の対象拡大（20 歳以上の孫を追加）

（注）平成 27 年 1 月 1 日以後に取得する財産に係る贈与税について適用

6. 税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置（第 7 条）

第 2 条から第 6 条までの規定により講じられる措置のほか、政府は、所得税法等一部改正法附則第 104 条第 1 項及び第 3 項に基づく平成 24 年 2 月 17 日に閣議において決定された社会保障・税一体改革大綱に記載された消費課税、個人所得課税、資産課税、法人課税その他の国と地方を通じた税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策について、それらの具体化に向けてそれぞれ検討し、それぞれの結果に基づき速やかに必要な措置を講じなければならない。（基本的な方向性については別紙参照）

7. 附則

○消費税率の引上げに当たっての措置（附則第 18 条）

- ・ 消費税率の引上げに当たっては、経済状況を好転させることを条件として実施するため、物価が持続的に下落する状況からの脱却及び経済の活性化に向けて、平成 23 年度から平成 32 年度までの平均において名目の経済成長率が 3%程度かつ実質の経済成長率が 2%程度を目指した望ましい経済成長の在り方に早期に近づけるための総合的な施策の実施その他の必要な措置を講ずる。
- ・ この法律の公布後、消費税率の引上げに当たっての経済状況の判断を行うとともに、経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、第 2 条及び第 3 条に規定する消費税率の引上げに係る改正規定のそれぞれの施行前に、経済状況の好転について、名目及び実質の経済成長率、物価動向等、種々の経済指標を確認し、前項の措置を踏まえつつ、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずる。

税制の抜本的な改革及び関連する諸施策について（第7条関係）

- 1 消費課税については、消費税率の引上げを踏まえて、次に定めるとおり検討すること。
 - イ 番号制度の本格的な稼動及び定着を前提に、関連する社会保障制度の見直し及び所得控除の抜本的な整理と併せて、総合合算制度、給付付き税額控除等の低所得者に配慮した再分配に関する総合的な施策を導入する。
 - ロ イの再分配に関する総合的な施策の実現までの間の暫定的及び臨時的な措置として、社会保障の機能強化との関係も踏まえつつ、給付の開始時期、対象範囲、基準となる所得の考え方、財源の問題、執行面での対応の可能性等について検討を行い、簡素な給付措置を実施する。
 - ハ 消費税の簡易課税制度の仕入れに係る概算的な控除率については、今後、更なる実態調査を行い、その結果も踏まえた上で、その水準について必要な見直しを行う。
- 二 消費税率が段階的に引き上げられることも踏まえ、消費税の円滑かつ適正な転嫁に支障が生ずることのないよう、事業者の実態を十分に把握し、次に定める取組を含め、より徹底した対策を講ずる。
 - (1) 消費税の円滑かつ適正な転嫁に資するため、事業者等が消費税の転嫁及び価格表示等に関して行う行為についての指針を策定し、その周知徹底を図り、相談等を行うこと。
 - (2) 中小事業者向けに相談の場を設置するとともに、講習会の開催等を行うこと。
 - (3) 取引上の優越的な地位を利用して下請事業者等からの消費税の転嫁の要請を一方向的に拒否すること等の不公正な取引の取締り及び監視の強化を行うこと。
 - (4) 競争を実質的に制限することにより対価を不当に引き上げる行為を抑制するための独占禁止法の厳正な運用及び便乗値上げ防止のための調査、監督及び指導を行うこと。
 - (5) 適正な転嫁等への取組を効果的に推進する観点から、関係行政機関の相互の緊密な連携を確保し、総合的に対策を推進するための本部を内閣に設置すること。
- ホ 取引に際しての価格表示と消費税との関係については、外税、内税等に係る様々な議論を勘案しつつ、事業者間取引、相対取引等におけるその表示の在り方を含め、引き続き、実態を踏まえつつ、様々な角度から検討する。

- へ 医療機関等における高額の投資に係る消費税の負担に関し、新たに一定の基準に該当するものに対し区分して措置を講ずることを検討し、医療機関等の仕入れに係る消費税については、診療報酬等の医療保険制度において手当をすることとし、医療機関等の消費税の負担について、厚生労働省において定期的に検証を行う場を設けることとするとともに、医療に係る消費税の課税の在り方については、引き続き検討する。
- ト 住宅の取得については、取引価額が高額であること等から、消費税率の引上げの前後における駆け込み需要及びその反動等による影響が大きいことを踏まえ、一時の税負担の増加による影響を平準化し、及び緩和する観点から、住宅の取得に係る必要な措置について財源も含め総合的に検討する。
- チ 消費税及び地方消費税の賦課徴収に関する地方公共団体の役割を拡大するため、当面、現行の制度の下でも可能な納税に関する相談を伴う收受等の取組を進めた上で、地方公共団体における体制の整備状況等を見極めつつ、消費税を含む税制の抜本的な改革を行う時期を目途に、消費税及び地方消費税の申告を地方公共団体に対して行うことを可能とする制度の導入等について、実務上の問題点を十分に整理して、検討する。
- リ 酒税、たばこ税及び石油関係諸税については、個別間接税を含む価格に消費税が課されることが国際的に共通する原則であることを踏まえ、国及び地方の財政状況、課税対象となる品目をめぐる環境の変化、国民生活への影響等を勘案しつつ、引き続き検討する。
- ヌ 酒税については、類似する酒類間の税負担の公平性の観点も踏まえ、消費税率の引上げに併せて見直しを行う方向で検討する。
- ル 森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源確保について検討する。
- ロ 燃料課税については、地球温暖化対策等の観点から当分の間税率が維持されていること及び平成24年度以降において石油石炭税の税率の上乗せを行うこととしたことも踏まえ、引き続き検討する。
- ワ 自動車取得税及び自動車重量税については、国及び地方を通じた関連税制の在り方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減及びグリーン化の観点から、見直しを行う。
- カ 印紙税については、建設工事の請負に関する契約書、不動産の譲渡に関する契約書及び金銭又は有価証券の受取書について負担の軽減を検討する。

2 個人所得課税については、次に定めるとおり検討すること。

- イ 金融所得課税については、平成 26 年 1 月から所得税及び個人住民税をあわせて 20%の税率が適用されることを踏まえ、その前提の下、平成 24 年度中に公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算の範囲の拡大を検討する。
- ロ 扶養控除の在り方については、真に税負担の減殺に配慮が必要な者が対象となっているかどうかとの観点及び課税ベースの拡大等の観点を踏まえるほか、今後更に具体化される社会保障制度の改革の内容及び給付付き税額控除の導入をめぐる議論も踏まえつつ、検討する。
- ハ 年齢二十三歳以上七十歳未満の扶養親族を対象とする扶養控除については、関連する社会保障制度の内容も踏まえつつ、検討する。
- ニ 配偶者控除については、当該控除をめぐる様々な議論、課税単位の議論及び社会経済状況の変化等を踏まえつつ、引き続き検討する。
- ホ 給与所得控除については、給与所得者の必要経費に比して過大となっていないかどうか等の観点から、実態を踏まえつつ、今後、その在り方について検討する。
- ヘ 年金課税の在り方については、年金の給付水準や負担の在り方など今後の年金制度改革の方向性も踏まえつつ、見直しを行う。
- ト 個人住民税については、地域社会の費用を住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという個人住民税の基本的性格（（2）において「地域社会の会費的性格」という。）を踏まえ、次に定める基本的方向性により検討する。
 - （1）税率構造については、応益性の明確化、税源の偏在性の縮小及び税収の安定性の向上の観点から、平成 19 年度に所得割の税率を比例税率とした経緯を踏まえ、比例税率を維持することを基本とする。
 - （2）諸控除の見直しについては、地域社会の会費的性格をより明確化する観点から、個人住民税における所得控除の種類及び金額が所得税における所得控除の種類及び金額の範囲内であること並びに個人住民税における政策的な税額控除が所得税と比較して極めて限定的であることを踏まえるとともに、所得税における諸控除の見直し及び低所得者への影響に留意する。
 - （3）個人住民税の所得割における所得の発生時期と課税年度の関係の在り方については、番号制度の導入の際に、納税義務者、特別徴収義務者及び地方公共団体の事務負担を踏まえつつ、検討する。

- 3 法人課税については、平成 27 年度以降において、雇用及び国内投資の拡大の観点から、実効税率の引下げの効果及び主要国との競争上の諸条件等を検証しつつ、その在り方について検討すること。
- 4 資産課税については、次に定めるとおり検討すること。
 - イ 事業承継税制について、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に基づく認定の運用状況等を踏まえ、その活用を促進するための方策や課税の一層の適正化を図る措置について検討を行い、第 5 条の規定の施行に併せて見直しを行う。
 - ロ 相続税について、老後における扶養の社会化が高齢者の資産の維持に寄与している面もあることも踏まえ、課税方式を始めとした様々な角度から引き続きその在り方を検討する。
- 5 地方税制については、次に定めるとおり検討すること。
 - イ 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税について、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置であることを踏まえ、税制の抜本的な改革に併せて抜本的に見直しを行う。
 - ロ 税制の抜本的な改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずることとし、その際には、国と地方の税制全体を通じて幅広く検討する。
- 6 番号制度については、税務における一層の適正かつ円滑な利用を確保する観点から、番号法及び同法の整備法の公布後、納税者の利便の向上、個人番号及び法人番号の告知、本人確認の実効性の確保並びに調書の拡充による必要な情報の収集等に関する各種の施策について、納税者及び事業者の事務負担等にも配慮しつつ、引き続き検討すること。
- 7 国際的な取引に関する課税については、国際的な租税回避の防止、投資交流の促進等の観点から必要に応じて見直すとともに、国際連帯税について国際的な取組の進展状況を踏まえつつ、検討すること。
- 8 歳入庁の創設による税と社会保険料を徴収する体制の構築について本格的な作業を進めること。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を
行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案関係

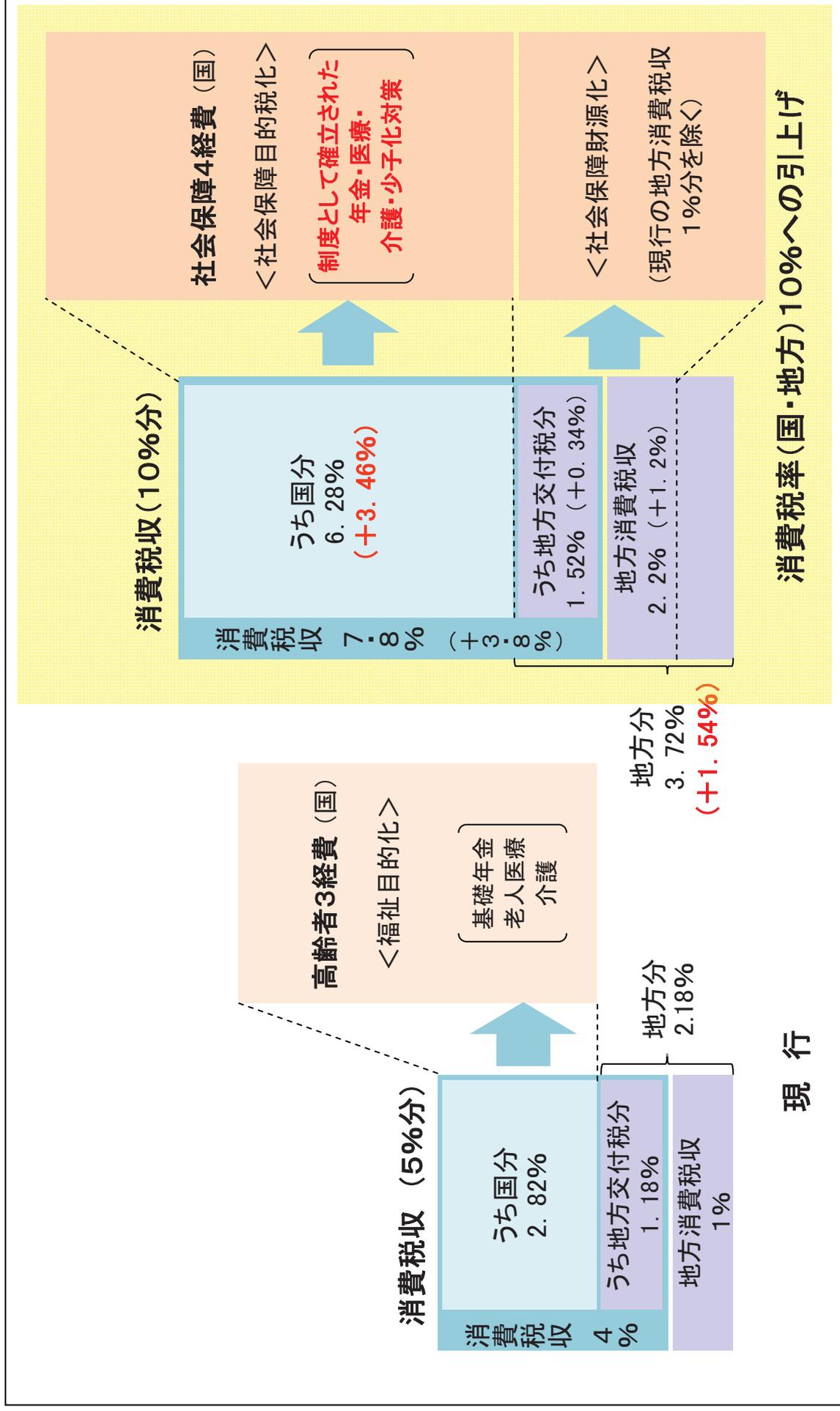
参 考 資 料

消費税率の段階的な引上げ（案）

	現 行	平成26年4月1日～	平成27年10月1日～
税 率	5%	8%	10%
消 費 税	4%	6.3%	7.8%
地 方 消 費 税	1% <small>(消費税額の100分の25)</small>	1.7% <small>(消費税額の63分の17)</small>	2.2% <small>(消費税額の78分の22)</small>

(注) 社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月17日閣議決定)による。

消費税収の国・地方の配分と使途(案)



(注1) 社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月17日 閣議決定)による。
 (注2) 消費税率(国・地方)8%への引上げ時には、消費税収6.3%(うち国分4.9%(+2.08%)、地方交付税分1.4%(+0.22%)、地方消費税収1.7%(+0.7%)となる(地方財源3.1%)。
 (注3) 地方交付税率(現行29.5%)は、平成26年度22.3%、平成27年度20.8%、平成28年度以降19.5%となる。

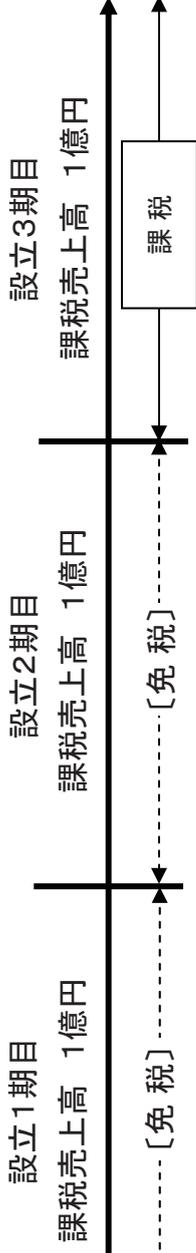
消費税の新設法人の免税事業者要件の見直し(案)

現

平成23年度改正により、課税売上高が上半期で1,000万円を超える場合には、原則としてその翌期から課税事業者となる。
(平成25年1月1日以後に開始する事業年度について適用)

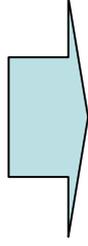
資本金1,000万円未満
で法人を設立

法人設立



基準期間(前々事業年度)のない新設法人の設立1期目及び2期目の扱いは資本金の額のみで判定。

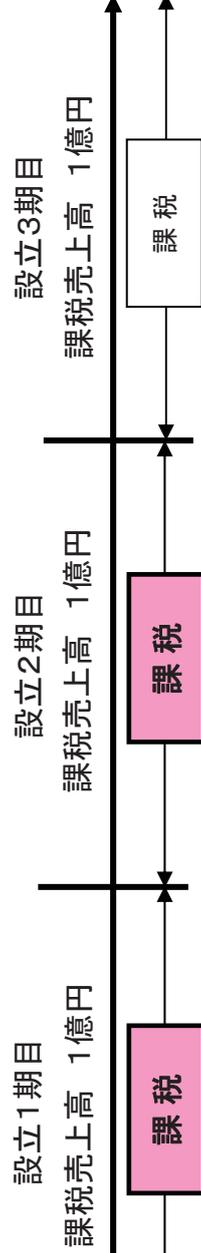
※ 資本金1,000万円未満の新設法人は、設立当初の2年間、免税事業者となる。
(資本金1,000万円以上の新設法人は、設立当初の2年間、事業者免税点制度が適用されないため課税事業者となる。)



改正(案)

大規模事業者等
50%超出資

法人設立



- ・ 課税売上高5億円超の事業者
又は
- ・ 特殊な関係にある法人(※)の課税売上高が5億円超の者
- ※ 実質100%出資法人

資本金1,000万円未満の新設法人であっても、課税売上高5億円超の事業者等がグループで50%超出資し設立された法人については、設立当初の2年間、事業者免税点制度を適用しないこととする。

(注) 平成26年4月1日以後に設立される法人について適用する。

消費税の中間申告制度について(案)

【現 行】

直前の課税期間の確定消費税額 (年税額)	中間申告回数
4,800万円超 (6,000万円超)	年11回
400万円超 (500万円超)	年3回
48万円超 (60万円超)	年1回
48万円以下 (60万円以下)	中間申告義務なし

※ カッコ内の金額は地方消費税額を含めた額。

【改正(案)】

直前の課税期間の確定消費税額 (年税額)	中間申告回数
4,800万円超 (6153.84万円超)	年11回
400万円超 (512.8万円超)	年3回
48万円超 (61.52万円超)	年1回
48万円以下 (61.52万円以下)	任意の中間申告が可能

※ カッコ内の金額は税率10% (国：7.8%、地方：2.2%) に引上げ後の地方消費税額を含めた額。
税率8% (国：6.3%、地方：1.7%) の際の金額は、6095.16万円超 (年11回)、507.92万円超 (年3回)、60.94万円超 (年1回)。

現 行

直前の課税期間の確定消費税額 (年税額) が48万円以下の事業者
⇒ 中間申告義務なし

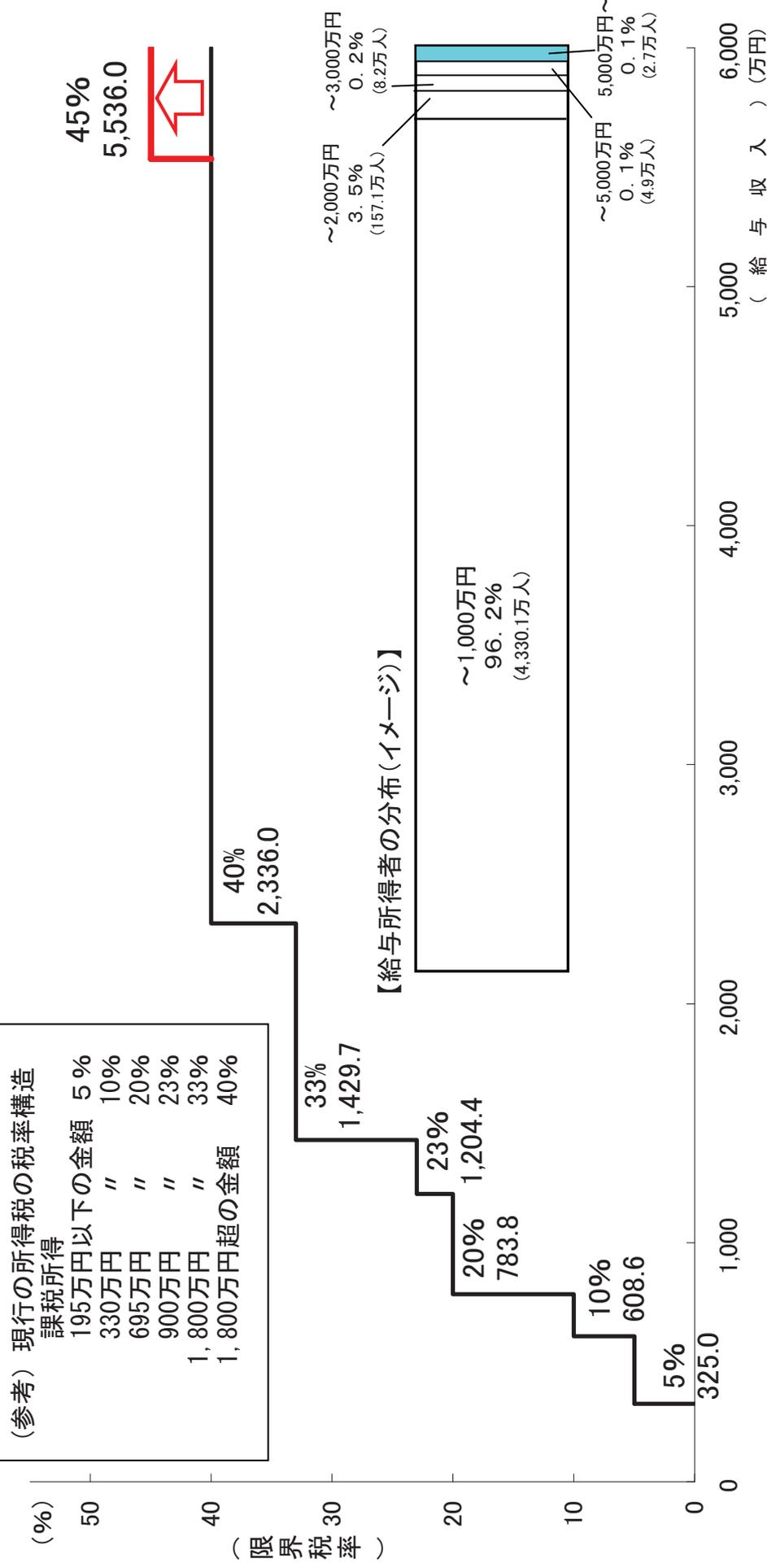
改正(案)

直前の課税期間の確定消費税額 (年税額) が48万円以下の事業者
⇒ 中間申告を行う意思を有する事業者について、任意の中間申告を可能とする。
(注) 平成26年4月1日以後に開始する課税期間に係るものについて適用する。

所得税の最高税率の見直し(案)

現行の所得税の税率構造に加えて、課税所得5,000万円超について45%の税率を設ける(平成27年分の所得税から適用)。

イメージ



(注) 夫婦子2人(子のうち1人が特定扶養親族、1人が一般扶養親族に該当)の給与所得者であるものとし、給与所得控除の上限設定を加味して計算している。

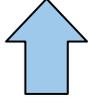
相続税の基礎控除及び税率構造の見直し(案)

バブル後の地価の大幅下落等の経済状況の変化に対応し基礎控除を引き下げるとともに、高額な遺産取得者を中心に負担を求めめる観点から最高税率を55%へ引き上げることにより、資産再分配機能の回復や格差の固定化防止を図る。

○ 基礎控除の引下げ

〔現 行〕

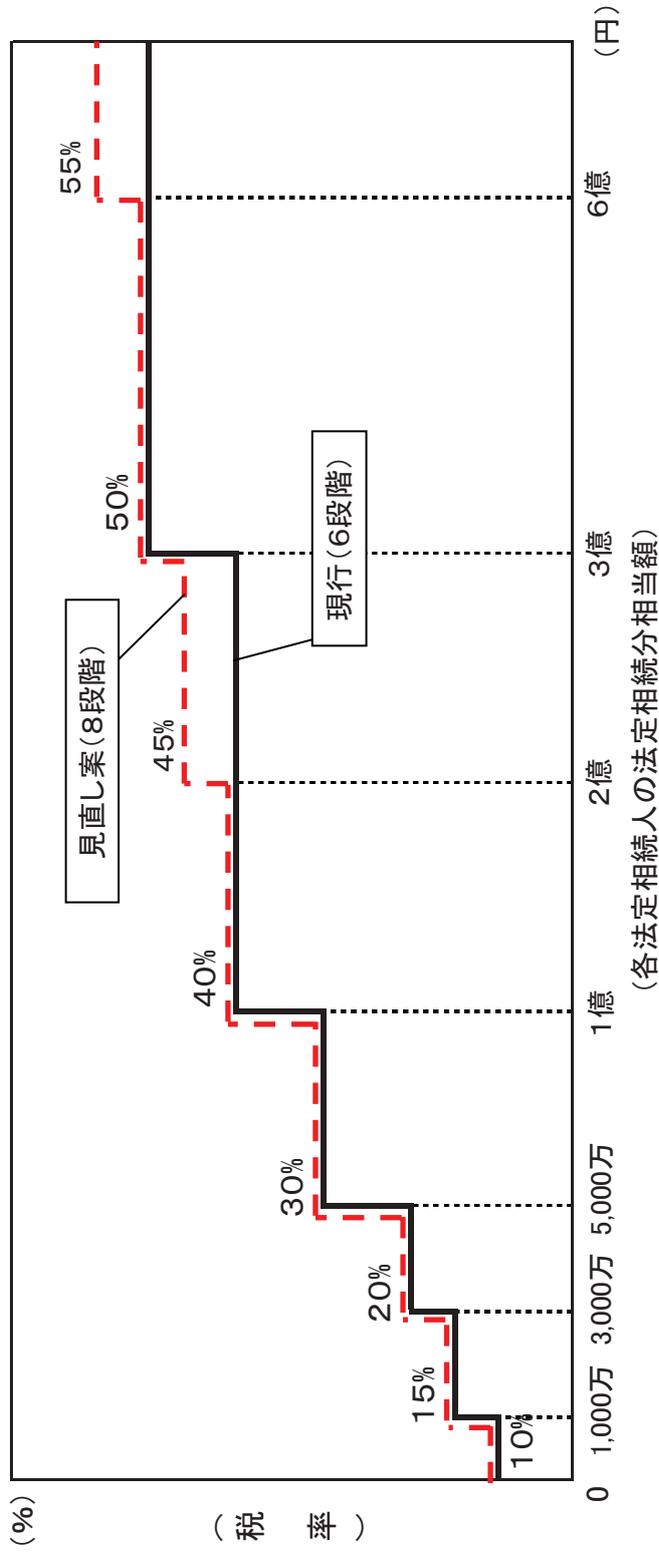
5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人数



〔見直し案〕

3,000万円 + 600万円 × 法定相続人数

○ 税率構造の見直し



(注) 平成27年1月1日以後の相続について適用。

相続税に係るその他の見直し(案)

○ 死亡保険金に係る非課税措置の見直し

- ① 「相続人の生活の安定」という制度趣旨の徹底
- ② 他の金融商品との間の課税の中立性確保の要請(死亡保険金についてのみの特例措置となっている)
- ③ 会計検査院の指摘(「高所得者も適用しており、節税目的と見られるものも見受けられる」)に応える観点から、以下のとおり見直しを行う。

〔現 行〕

500万円×法定相続人数



〔見直し案〕

500万円×次のいずれかに該当する法定相続人数

- ① 未成年者
- ② 障害者
- ③ 相続開始直前に被相続人と生計を一にしていた者

○ 未成年者控除・障害者控除の見直し

前回改正時(昭和63年)からの物価の動向及び相続税全体の見直しの内容を踏まえ、相続税額からの控除額を次のとおり引き上げる。

〔現 行〕

- ・ 未成年者控除 6万円×20歳に達するまでの年数
- ・ 障害者控除 6万円(特別障害者:12万円)
×85歳に達するまでの年数



〔見直し案〕

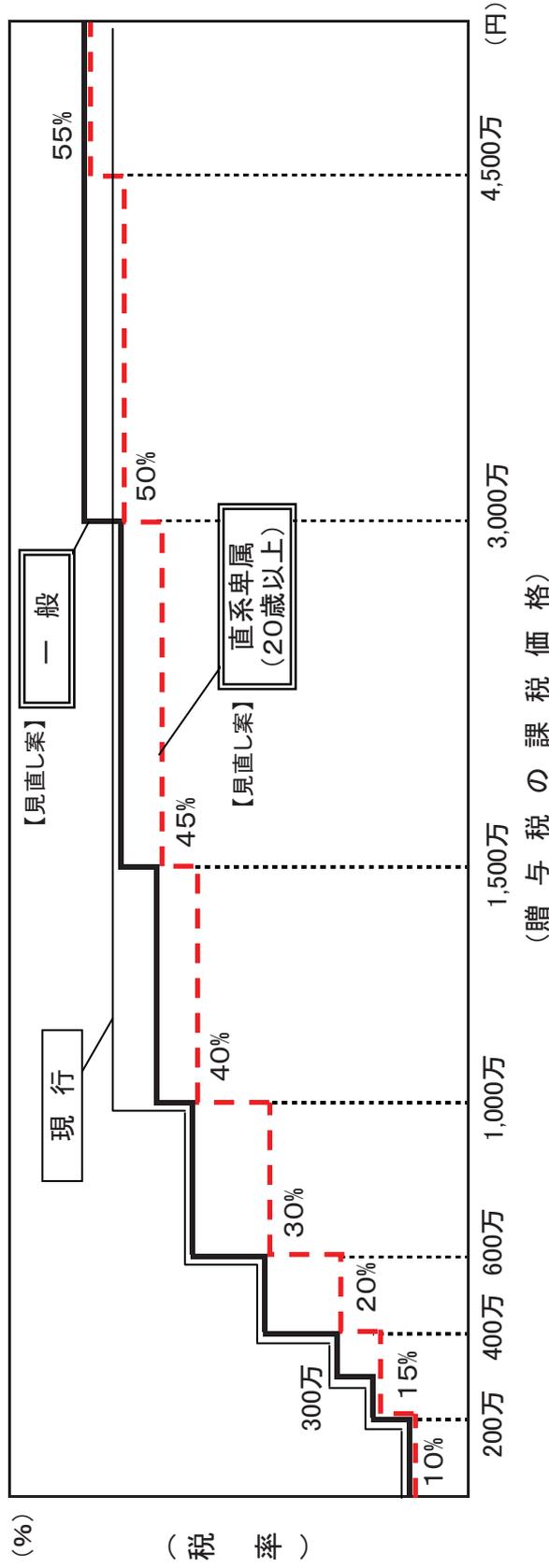
- ・ 未成年者控除 10万円×20歳に達するまでの年数
- ・ 障害者控除 10万円(特別障害者:20万円)
×85歳に達するまでの年数

贈与税の見直し(案)

高齢者の保有資産の若年世代への早期移転を促し、消費拡大や経済活性化を図る観点から、

- ① 暦年課税について、子や孫などの直系卑属が受贈者となる場合の贈与税の税率構造を緩和
- ② 相続時精算課税制度について、受贈者に孫を追加するなど、その対象範囲を拡大

① 税率構造の緩和(暦年課税)



② 相続時精算課税制度の対象者の見直し

【現行】

受贈者：20歳以上の

推定相続人



20歳以上の

推定相続人及び孫

【見直し案】

贈与者：65歳以上の者



60歳以上の者

社会保障・税一体改革大綱（平成24年2月17日閣議決定）

第2部 税制抜本改革

第1章 税制抜本改革の基本的な考え方

2. 税制抜本改革の実施と経済への配慮

（2）経済への配慮

経済状況を好転させることを条件として遅滞なく消費税を含む税制抜本改革を実施することが必要である。

政府は、累次の補正予算等を通じ、震災復旧・復興、円高対応及び経済活性化に向けた所要の措置を講じてきたところである。また、デフレ脱却によってこれまで抑えられていた需要を回復させるとともに持続的な経済成長を実現することが重要との認識の下、デフレ脱却に向けて日本銀行と一体となつて取り組んできた。引き続き、景気の下振れの回避に万全を期すため適切な経済財政措置を講ずるとともに、「新成長戦略」、更には先般決定した「日本再生の基本戦略」に沿った成長の姿に早期に近づけるため、デフレ脱却と経済活性化に向けた更なる方策を講じ、日本経済の再生に取り組む。また、経済政策としての有効性がある税制措置についても、納税者の納得を得つつ、果敢に実施する。

3. 経済成長と財政健全化の両立

（1）成長力強化、円高・デフレに対応したマクロ経済運営と欧州政府債務危機への備え
政府は、円高・デフレを当面の重要課題として対応している。新成長戦略で示したデフレの終結に向けて、今後2年程度は復興需要が見込まれる中、政府は、円高の影響も注視しつつ、日本銀行と一体となって速やかに安定的な物価上昇を実現することを目指して取り組み、復興需要に依存しない、民需主導の経済成長への円滑な移行を図る。さらに、民間での努力に合わせて政策面においても「フロンティア」に果敢に挑戦する覚悟で各般の施策に積極的に取り組み、2011年度から2020年度までの平均で名目成長率3%程度、実質成長率2%程度を政策努力の目標として取り組む。なお、為替市場の過度な変動は、経済・金融の安定に悪影響を及ぼすものであり、引き続き、市場を注視し、適切に対応する。

第1章 新成長戦略－「強い経済」「強い財政」「強い社会保障」の実現

（「強い経済」の実現）

これら7つの戦略分野の具体策を盛り込んだ「新成長戦略」では、官民を挙げて「強い経済」の実現を図り、2020年度までの年平均で、名目3%、実質2%を上回る経済成長を目指す。また、当面はデフレの終結をマクロ経済運営上の最重要課題と位置付け、日本銀行と一体となって、強力かつ総合的な政策努力を行う。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案の国会提出に伴う今後の対応について

〔平成 24 年 3 月 30 日〕
閣 議 決 定

別紙の各事項については、与党と連携しつつ速やかに検討し、別紙の方向により対応していく。

検討課題に対する法案提出後の対応の方向性

以下の各事項については、法案提出後、与党と連携しつつ速やかに検討し、以下の方向により対応していく。

事項	今後の対応の方向
<p>社会保障改革</p>	<p>○ 社会保障改革については、別添の工程表に沿って、消費税率（国・地方）の引上げにより必要な安定財源を確保しつつ、着実に実施する。</p>
<p>総合算制度や給付付き税額控除等の再分配に関する総合的な施策</p>	<p>○ 所得の少ない家計ほど、食料品向けを含めた消費支出の割合が高いため、消費税負担率も高くなるという、消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）の所得に対する逆進性も踏まえ、総合算制度や給付付き税額控除等の再分配に関する総合的な施策について、平成27年度以降の番号制の本格稼働・定着後速やかに実施できるよう、関係5大臣において、簡素な給付措置との関係も念頭に置きつつ、今後具体的に検討を進める。</p>
<p>上記施策の実現までの間の暫定的、臨時的措置として行う簡素な給付措置</p>	<p>○ 消費税の所得に対する逆進性も踏まえ、低所得者対策のための暫定的、臨時的な措置として行う「簡素な給付措置」については、法案の審議入り前に、関係5大臣において具体化にあたっての基本的な考え方を示す。その上で、与野党の協議も踏まえて具体案を決定し、消費税率（国・地方）の8%への引上げ時から給付付き税額控除等の導入までの間、毎年実施する。</p>
<p>住宅取得に係る措置</p>	<p>○ 住宅の取得については、取引価額が高額であること等から、消費税率（国・地方）の引上げの前後における駆け込み需要とその反動等による影響が大ききことを踏まえ、一時の税負担の増加による影響を平準化及び緩和する観点から、関係各省において、関係団体からの意見も踏まえ、税制改正要望等の検討作業を進めた上で、大綱で示された方針に沿って、平成25年度からの税制改正等の過程で検討を行い、消費税率（国・地方）の8%への引上げ時及び10%への引上げ時にそれぞれ所要の措置を実施する。</p>

<p>転嫁対策・価格表示</p>	<p>○ 内閣に早急に本部を設置し、消費税率（国・地方）の8%への引上げ時に先立って、必要な場合には法的対応も含め、速やかに総合的な対策を講ずる。</p> <p>円滑かつ適正な転嫁のための対策については、公正取引委員会、中小企業庁をはじめ関係省庁が緊密に連携して消費税の円滑かつ適正な転嫁が行われるよう、ガイドラインの周知徹底、相談対応等を行うとともに、取引上の優越的な地位を利用して下請事業者等からの転嫁要請を一方的に拒否すること等の不正な取引の取締り・監視の強化を行う。</p> <p>また、「内税」、「外税」等の価格表示問題については、事業者間で異なる意見があることも踏まえ、事業者等から広く意見を聴取するなどして丁寧に問題点の洗い出しを行う。</p> <p>更に、中小事業者のために必要な財政上、税制上その他の支援措置を検討する。</p>
<p>使途の明確化</p>	<p>○ 消費税収（国分）の使途については、消費税法において、全額社会保障4経費（制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用）に充ててることを明確にし社会保障目的税化することとしたところ。</p> <p>その上で、会計上も、毎年度の予算及び決算において、消費税収（国分）が社会保障4経費に充てられることを明確かつ分かりやすい形で示す具体的な方法について検討を行う。</p> <p>地方分についても、現行分の地方消費税を除き、現行の基本的枠組みを変更しないことを前提として社会保障財源化を図る。</p>
<p>自動車取得税及び自動車重量税</p>	<p>○ 自動車取得税及び自動車重量税については、「廃止、抜本的な見直しを強く求める」等とした平成24年度税制改正における与党の重点要望に沿って、国・地方を通じた関連税制のあり方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化の観点から、見直しを行う。</p>
<p>延滞税</p>	<p>○ 延滞税の利率を含めた負担の見直しについては、税の確実な収納を勘案しつつ、低金利下における利率のあり方、事業者の負担等を考慮し、平成25年度税制改正時に成案を得る。</p>

<p>経済との関係</p>	<p>○ 政府は、円高・デフレを当面の重要課題として対応している。「新成長戦略」で示したデフレの終結に向けて、円高の影響も注視しつつ、日本銀行と一体となって速やかに安定的な物価上昇を実現することを目指すとともに、2011年度から2020年度までの平均で名目成長率3%程度、実質成長率2%程度を政策努力の目標として取り組む。こうした観点から、「新成長戦略」及び「日本再生の基本戦略」を着実に推進するとともに、今後、年央の「日本再生戦略」の策定に向けて、施策の具体化等をさらに進め、これらの施策に関する数値目標や達成時期、工程等を明らかにしていく。</p>
<p>歳入庁</p>	<p>○ 政府では、副総理の下に設置された官房副長官・政務官等からなる作業チームにおいて、歳入庁の創設による税と社会保険料を徴収する体制の構築について本格的な作業に着手しており、4月頃までにまずは中間報告を行う。</p>
<p>課税の適正化</p>	<p>○ 課税の適正化を進める観点から、番号制度の着実な導入など取引等に係る納税環境の整備を進めるとともに、現行の外形標準課税も含め、課税のあり方について検討する。</p>
<p>地方法人特別税</p>	<p>○ 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税については、地方消費税率の引上げ時期を目的に、抜本的に見直すとともに、地方法人課税のあり方を見直すことにより地域間の税源偏在の是正の方策を講ずることとしており、今後、地方団体の意見等も踏まえつつ、国・地方の税制全体を通じて幅広く検討を進める。</p>

復興に関する方針

- 先般、東日本大震災復興特別区域法（平成23年12月14日法律第122号）が成立し、復興特別区域制度や復興交付金などの新しい枠組みを創設した。福島復興に関しては、今国会に、福島県の復興及び再生のための特別の措置等を盛り込んだ福島復興再生特別措置法案を提出した。また、これまでに成立した平成23年度の累次の補正予算のみならず、現在国会に提出している平成24年度予算案においても所要の経費を盛り込んだところであり、被災地の速やかな復旧・復興に向けて復興庁が全体の指令塔となつて、これまで以上に加速化していく。
 - 消費税の税率の引上げに当たっても、住宅を失った被災者の方々が恒久的な住まいを確保する際には、地域全体のまちづくりを進める中で支援を行うなど、被災者の方々の負担緩和への配慮を行う。中長期的な視野をもって復興に取り組むため、福島県等における原子力災害や農産品等に対する風評被害を含め、復旧・復興の状況や被災地の要望も踏まえ、今後とも、必要な税制上その他の支援を実施する。

社会保障改革 工程表

別添

	2012(平成24)年	2013(平成25)年	2014(平成26)年	2015(平成27)年
【子ども・子育て】 子ども・子育て新システムの創設	● 新法提出		恒久財源を得て早期に本格実施(子ども・子育て会議や国の基本指針など可能なものから段階的に実施)	
【医療・介護】 ① 医療サービス提供体制 (病院・病床機能の分化・強化、在宅医療の推進、医師確保対策、チーム医療の推進) ② 地域包括ケア創設 (在宅サービス・居住系サービスの強化、介護予防・重度化予防、医療と介護の連携の強化、認知症対応の推進) ③ 医療・介護保険制度 ○ 市町村国保低所得者保険料軽減、財政基盤強化等 ○ 介護保険料低所得者軽減、介護納付金の総報酬割導入の検討等 ○ 高額療養費の見直しと給付の重点化 ④ 高齢者医療制度等 ・高齢者医療制度の見直し ・高齢者医療の支援金の総報酬割の検討 ・70歳以上75歳未満の患者負担の見直し ・国保組合の国庫補助の見直し ⑤ 総合合算制度 ⑥ 難病対策 ⑦ その他 ・軽度者に対する給付の重点化 ・後発医薬品のさらなる使用促進 ・予防医療、チーム医療等	同時改定 ● 法案提出検討 ● 法案提出 ● 法案提出検討 改善に必要な財源と方策を検討 ● 法案提出予定	新医療計画 (平成25年度～29年度)	診療報酬改定 税制抜本改革と同時実施	介護報酬改定 新事業計画 (平成27年度～29年度)
【年金】 ① 新しい年金制度の創設 ② 基礎年金国庫負担1/2の恒久化 ③ 物価スライド特例分の解消 ④ 最低保障機能の強化等 (低所得者への加算、障害基礎年金等への加算、受給資格期間の短縮、高所得者の年金給付の見直し) ⑤ 短時間労働者適用拡大 (医療保険も併せて実施) ⑥ 被用者年金一元化 ⑦ 第3号被保険者制度の見直し、マクロ経済スライドの検討、在職老齢年金の見直し、標準報酬上限の見直し ⑧ 支給開始年齢上げの検討 ⑨ 業務運営の効率化 ⑩ 産休期間中の保険料負担免除など その他現行制度の改善	● 法案提出 ● 法案提出 ● 法案提出 ● 法案提出 ● 法案提出予定 <引き続き検討> <引き続き検討> <引き続き検討> 一部法案提出	法案提出予定 消費税引上げ後に消費税財源により国庫負担2分の1を恒久化 平成24年度は歳出予算と1年金交付国債で2分の1を確保 平成25年度から消費税引上げまでの間の取扱いを引き続き検討	平成24年度から26年度の3年間で解消、平成24年度は10月実施 税制抜本改革と同時実施	
【就労促進、ディーセント・ワーク】 ① 高齢者雇用対策、有期労働契約、パートタイム労働対策、雇用保険制度 ② 総合的ビジョン・若年者雇用対策	● 一部法案提出 非正規労働者のための総合的ビジョン策定			
【貧困・格差】 ① 生活困窮者対策・生活保護制度の見直し ② 生活保護基準の検証	生活支援戦略(仮称)策定 (運用改善は速やかに実施) 必要に応じ生活保護基準の見直し	<法案提出も検討> ● 必要に応じ生活保護基準の見直し		
【医療イノベーション】	<医療法・薬事法の改正も検討>		診療報酬改定	
【障害者施策】	● 法案提出			

「明日の安心」対話集会（実績）

2月18日(土)	-	長野 岡田副総理	富山 川端総務大臣	滋賀 安住財務大臣	長崎 小宮山厚労大臣
2月25日(土)	-	-	徳島 川端総務大臣	石川 五十嵐財務副大臣	山口 小宮山厚労大臣
3月3日(土)	-	鳥取 岡田副総理	山形 黄川田総務副大臣	秋田 安住財務大臣	岐阜 小宮山厚労大臣
3月17日(土)	-	沖縄 岡田副総理	愛媛 川端総務大臣	-	-
3月20日(祝)	-	山梨 岡田副総理	宮崎 黄川田総務副大臣	茨城 安住財務大臣	京都 小宮山厚労大臣
3月24日(土) 3月25日(日)	-	神奈川 静岡、愛知 岡田副総理	福井 川端総務大臣	高知 安住財務大臣	千葉 小宮山厚労大臣
3月31日(土)	-	青森、宮城 岡田副総理	岡山 川端総務大臣	佐賀 藤田財務副大臣	三重 小宮山厚労大臣
4月7日(土) 4月8日(日)	兵庫 野田総理	大阪 岡田副総理	広島 松崎総務副大臣	島根 安住財務大臣	埼玉 小宮山厚労大臣
4月14日(土)	-	-	-	-	北海道 小宮山厚労大臣

※4月16日(月)時点

社会保障・税一体改革関係資料 (主な社会保障関係法案の概要)

- ・ 国民健康保険法の一部を改正する法律の概要
- ・ 子ども・子育て新システム関連3法案の概要
- ・ 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案の概要
- ・ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案の概要
- ・ 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案の概要

平成24年4月16日

厚生労働省

国民健康保険法の一部を改正する法律の概要

- 国民健康保険制度の安定的な運営を確保するため、国民健康保険の財政基盤強化策を恒久化するとともに、財政運営の都道府県単位化の推進、都道府県調整交付金の割合の引上げ等の所要の措置を講ずる。

1. 法律の概要

(1) 財政基盤強化策の恒久化

平成22年度から平成25年度までの暫定措置である市町村国保の財政基盤強化策（保険者支援制度及び都道府県単位の共同事業（高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業））を恒久化する。

※ 保険者支援制度

→ 保険料軽減の対象となる低所得者数に応じて、保険者に対して財政支援する制度（国、都道府県、市町村が2：1：1で負担）

※ 都道府県単位の共同事業

① 高額医療費共同事業：

→ 一定額以上（一件80万円超）の高額医療費について、都道府県内の全市町村が拠出し、各市町村の単年度の負担の変動を緩和する事業（国・都道府県が事業対象の1/4ずつ公費負担）

② 保険財政共同安定化事業：

→ 一定額以上（一件30万円超）の医療費について、都道府県内の全市町村の拠出により共同で負担する事業

(2) 財政運営の都道府県単位化の推進

市町村国保の都道府県単位の共同事業（保険財政共同安定化事業）について、事業対象を全ての医療費に拡大する。

(3) 都道府県調整交付金の割合の引上げ

都道府県の財政調整機能の強化と市町村国保財政の共同事業の拡大の円滑な推進等のため、都道府県調整交付金を給付費等の7%から9%に引き上げる。

※ これに伴い、定率国庫負担を給付費等の32%とする。

(4) その他

恒久化までの間、財政基盤強化策（暫定措置）を1年間（平成26年度まで）延長する等、所要の措置を講ずる。

2. 施行期日（適用日）

(1) 及び(2)について 平成27年4月1日

(3) 及び(4)について 平成24年4月1日

子ども・子育て新システム関連3法案について

- ① 子ども・子育て支援法案
- ② 総合子ども園法案
- ③ 関係法律の関係整備法案

の3法案（いずれも、予算非関連法案）

3法案の趣旨： すべての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連の制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、質の高い学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援の充実を図る。

子ども・子育て支援法案の概要

趣旨： すべての子どもに良質な成育環境を保障する等のため、子ども及び子育ての支援のための給付の創設並びにこれに必要な財源に関する包括的かつ一元的な制度の構築等の所要の措置を講ずる。

概要：

(1) 総則

◆ 子ども・子育て支援法の目的、基本理念、責務規定（市町村・都道府県・国・事業主・国民の責務）、定義規定

(2) 子ども・子育て支援給付

◆ 子どものための現金給付（児童手当法の定めるところにより支給される旨を規定。）

◆ 子どものための教育・保育給付（支給認定（要保育認定等）、こども園給付・地域型保育給付、所得に応じた利用者負担）

(3) 指定こども園及び指定地域型保育事業者

◆ 指定こども園等の指定手続、責務、指定基準、指定の更新、指定の取消、業務管理体制の整備、指導監督

◆ 指定こども園等に対し、利用を希望する子どもの利用についての市町村のあっせん及び要請

◆ 指定こども園等に係る教育・保育の内容や施設等の運営状況等の情報の報告義務、都道府県による当該情報の公表等

(4) 地域子ども・子育て支援事業

◆ 地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ事業、妊婦健診等

(5) 子ども・子育て支援事業計画

◆ 国の基本指針（子ども・子育て支援の意義、提供体制の確保のための参酌基準等）、市町村子ども・子育て支援計画の策定、都道府県子ども・子育て支援計画の策定

(6) 費用等

◆ 給付・事業に応じた国・地方の費用負担、交付金の交付及び補助、事業主拠出の充当範囲、拠出金率の上限(1.5%以内で政令で定める)

(7) 子ども・子育て会議等

◆ 子ども・子育て会議の設置、組織、権限及び運営等

(8) 雑則・(9) 罰則

関係整備法： 児童福祉法の一部改正（各事業の定義、市町村の保育の提供体制の確保義務・利用のあっせん・要請・入所の措置等の規定等（24条）等を規定）

施行日： 政令で定める日から施行（※）（恒久財源を得て早期に本格実施。具体的な期日については、税制抜本改革による消費税の引き上げの時期を踏まえるとともに、地方公共団体での円滑な実施に向けた準備に一定期間を要することも考慮して検討）

※指定の手続き等の準備行為は公布の日、子ども・子育て会議等は平成25年4月1日、待機児童解消のための先行的な事業は政令で定める日から段階的に施行

総合こども園法案の概要

趣旨： 小学校就学前の子どもに幼児期の学校教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を図る「総合こども園」に関し、その設置及び運営その他必要な事項を定める。

概要：

(1) 総則

◆ 総合こども園法の目的、定義規定

(総合こども園は教育基本法第6条第1項に規定する法律に定める学校であり、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設)

(2) 総合こども園の教育及び保育の目標等

◆ 教育及び保育の目標及び内容（総合こども園保育要領の策定等）、入園資格

(3) 総合こども園の設置等

◆ 設置者（国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人、一定の要件を満たした株式会社・NPO等の法人）

◆ 区分経理等（総合こども園の経営に関する会計の区分、剰余金の配当制限等）

◆ 設備及び運営の基準（国の基準に基づき都道府県等が条例で基準を定める）

◆ 総合こども園に置く職員（園長、保育教諭等）

◆ 職員の資格（保育教諭は幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有を原則とすること等）

◆ 設置廃止等の手続、指導監督、評価・情報公開等

(4) 雑則・(5) 罰則

◆ 名称の使用制限、主務大臣、罰則等

関係整備法：

◆ 教育公務員特例法の一部改正（公立総合こども園の保育教諭等について、教育公務員として位置づけ）

◆ 教育職員免許法の一部改正（総合こども園に勤務する職員の保有する幼稚園教諭免許状の取扱い）

◆ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正（総合こども園に関する事務への教育委員会の関わりについて規定）

◆ 社会福祉法の一部改正（総合こども園を運営する事業について第二種社会福祉事業に位置づけ）

◆ 認定こども園法の廃止

施行日： 政令で定める日から施行（※）（恒久財源を得て早期に本格実施。具体的な期日については、税制抜本改革による消費税の引き上げの時期を踏まえるとともに、地方公共団体での円滑な実施に向けた準備に一定期間を要することも考慮して検討）

（※）認可の手続き等の準備行為は公布の日から施行

子ども・子育て支援法案

趣旨： すべての子どもにも良質な成育環境を保障する等のため、子ども及び子育ての支援のために必要な財源に創設する包括的かつ一元的な制度の構築等の所要の措置を講ずる。

概要：
(1) 総則
 (目的、基本理念、責務規定、定義規定)

(2) 子ども・子育て支援給付

◆子どものための現金給付
 (児童手当)

◆子どものための教育・保育給付
 (支給認定、子ども園給付、地域型保育給付)

(3) 指定子ども園及び指定地域型保育事業者

(指定基準、責務、更新、取消、業務管理体制の整備、あっせん・要請・情報の報告・公表等)

(4) 地域子ども・子育て支援事業

(5) 子ども・子育て支援事業計画
 (国の基本指針、市町村指針、都道府県指針)

(6) 費用等

(国・地方の負担等)

(7) 子ども・子育て会議等

(会議の設置、組織、権限及び運営等)

(8) 雑則

(9) 罰則

総合子ども園法案

趣旨： 小学校就学前の子ども並びに幼児期の学校教育及び保育を並行して実施する「総合子ども園」に関するその他の必要な事項を定める。

概要：
(1) 総則 (目的、定義)

(2) 総合子ども園の教育及び保育の目標等

(教育及び保育の目標及び内容、入園資格等)

(3) 総合子ども園の設置等

(設置者、区分経理・配当制限、設備及び運営の基準、職員の資格、設置廃止等の手続き、指導監督等)

(4) 雑則

(名称の使用制限、経過措置、主務大臣等)

(5) 罰則

関係整備法案

趣旨： 子ども・子育て支援法及び児童福祉法等の関係法律の規定の整備等を行う。

概要：
(1) 子ども・子育て支援法及び児童福祉法の施行に伴う所要の改正等
 (子ども・子育て支援法及び総合子ども園法の施行に伴う児童福祉法等の改正、認定子ども園法の廃止等)

(2) 国の所管等に関する所要の改正

※内閣府設置法の改正

- ・ 子ども・子育て支援法及び児童福祉法に関する所掌規定
- ・ 子ども・子育て会議の設置等

※ 施行日： 政令で定める日から施行(※)(恒久財源を得て早期に本格実施。具体的な期日については、税制抜本改革による消費税の引き上げの時期を踏まえるとともに、地方公共団体での円滑な実施に向けた準備に一定期間を要することも考慮して検討)
 ※指定・認可の手続き等の準備行為は公布の日、子ども・子育て会議等は平成25年4月1日、待機児童解消のための先行的な事業は政令で定める日から段階的に施行

子ども・子育て新システムについて

I 基本的な考え方(ポイント)

■ すべての子どもに良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援

○ すべての子ども・子育て家庭への支援（児童手当、地域子育て支援など）
○ 幼保一体化（こども園の創設など）

- ・ 給付システムの一体化（こども園の創設）
- ・ 施設の一体化（総合こども園の創設）

■ 新たな一元的システムの構築

○ 基礎自治体（市町村）が実施主体

- ・ 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- ・ 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

○ 社会全体による費用負担

- ・ 国及び地方の恒久財源の確保を前提

○ 政府の推進体制・財源を一元化

- ・ 制度ごとにバラバラな政府の推進体制を一元化、財源を給付・事業に応じて一元化

○ 子ども・子育て会議の設置

- ・ 有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロ세스等に参画・関与することができる仕組みとして子ども・子育て会議を設置



※こども園とは指定を受け、総合こども園、幼稚園、保育所、それ以外の客観的な基準を満たした施設であり、その総称。

II 給付・事業

○ 子ども・子育て支援給付

- ・ 児童手当

・ こども園給付

= 総合こども園、幼稚園、保育所、
それ以外の客観的基準を満たした施設

・ 地域型保育給付 = 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育 等

○ 地域子ども・子育て支援事業

- ・ 地域子育て支援拠点事業、一時預かり等
- ・ 延長保育、病児・病後児保育事業
- ・ 放課後児童クラブ・妊婦健診 等

III 指定制の導入

(イメージ)
事業の開始

総合こども園、幼稚園又は保育所の認可

【認可施設と同等の基準を満たす施設】

その他の施設の届出
【多様な保育】
(小規模保育等)

【基準を満たさない施設】
(ベビーホテル等)

財政措置

こども園
||

指定により、こども園給付の対象

多様な保育事業者

指定により、地域型保育給付
の対象

X

5

総合こども園の創設

○ 学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する総合こども園を創設する。

※ ここで言う「学校教育」とは、現行の学校教育法に位置付けられる小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする教育（幼児期の学校教育）を言い、「保育」とは児童福祉法に位置付けられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。

ア 満3歳以上児の受入れを義務付け、標準的な教育時間の学校教育をすべての子どもに保障。

また、保育を必要とする子どもには、学校教育の保障に加え、保護者の就労時間等に応じて保育を保障。

イ 保育を必要とする満3歳未満児については、保護者の就労時間等に応じて保育を保障。

○ 総合こども園については、学校教育、児童福祉及び社会福祉の法体系において、学校、児童福祉施設及び第2種社会福祉事業として位置づける。

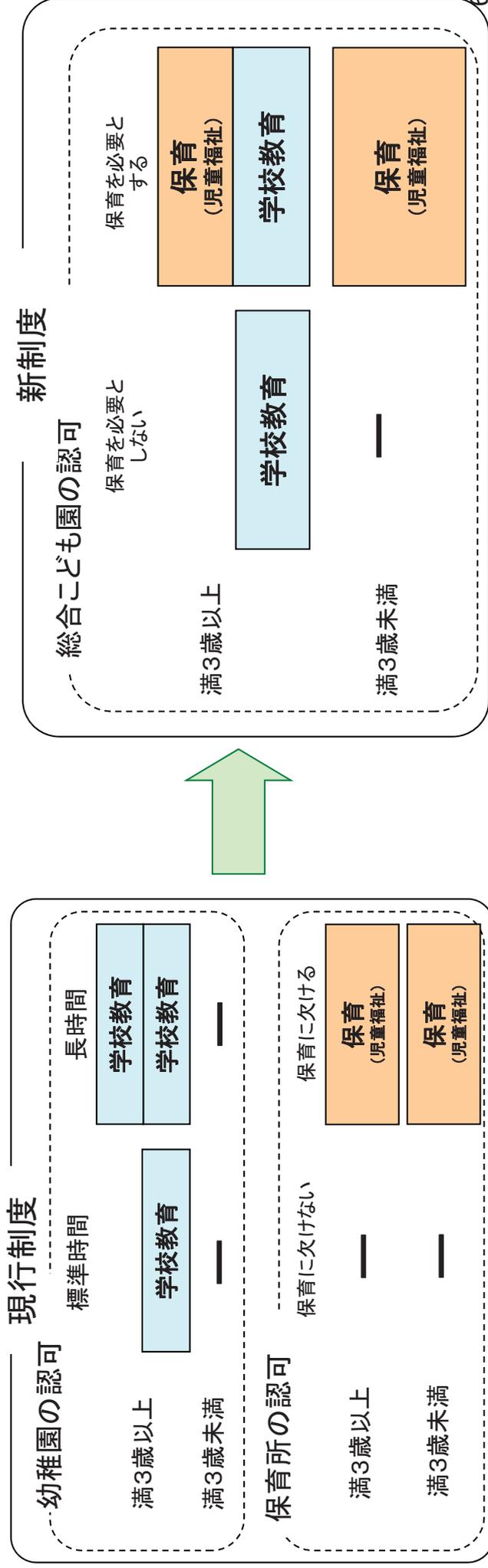
※ 総合こども園は、幼稚園と同様に、小学校就学前の学校教育を行う学校であることを明確にする。

※ 総合こども園は、小学校就学前の学校として、小学校教育との連携・接続が必要であることについて明確にする。

○ なお、満3歳未満児の受入れは義務付けないが、財政措置の一体化等（※1）により、満3歳未満児の受入れを含め、総合こども園への移行を促進する（※2）。

※1 例えば現行制度でいえば、幼稚園型認定こども園の保育所機能部分、保育所型認定こども園の幼稚園機能部分についても基準を満たせば財政措置を受けられるようにすることや、調理室（満3歳未満児については自園調理が必須）等への補助制度を創設すること、保育単価等によるインセンティブを付与すること等

※2 保育所（3歳未満児のみを保育するいわゆる乳児保育所を除く。）については、一定期間（公立：10年、私立：3年）後に全て総合こども園に移行。



公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための 国民年金法等の一部を改正する法律案(平成24年3月30日閣議決定・国会提出)

<主要項目>

- (1) 年金制度の最低保障機能の強化を図り、併せて、年金給付の重点化・効率化を図る観点から、受給資格期間の短縮、低所得者等への年金額の加算、高所得者の年金額の調整を行う。
(税制抜本改革の施行時期にあわせ、平成27年10月から施行)
- (2) 基礎年金国庫負担1/2が恒久化される特定年度(平成16年改正法で「別に法律で定める年度」と規定)を平成26年度と定める。(税制抜本改革の施行時期にあわせ、平成26年4月から施行)
- (3) 平成24年度に発行する交付国債の償還に関する事項(今国会に提出済みの国民年金法等改正法案で「別に法律で定める」と規定)を定める。(公布日から施行)
- (4) 短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用拡大を行う。(平成28年4月から施行)
- (5) 厚生年金、健康保険等について、次世代育成支援のため、産休期間中の保険料免除を行う。
(2年を超えない範囲内で政令で定める日から施行)
- (6) 遺族基礎年金の父子家庭への支給を行う。(税制抜本改革の施行時期にあわせ、平成26年4月から施行)

※ (1)~(3)、(6)については、税制抜本改革により得られる税収(消費税込)を充てる。

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案

社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月17日閣議決定)にしたがって、負担や給付の仕組みを統一することと
している。

<主要項目>

- (1) 厚生年金に公務員及び私学教職員も加入することとし、2階部分の年金は厚生年金に統一する。
- (2) 共済年金と厚生年金の制度的な差異については、基本的に厚生年金に揃えて解消する。
- (3) 共済年金の1・2階部分の保険料を引き上げ、厚生年金の保険料率(上限18.3%)に統一する。
- (4) 厚生年金事業の実施に当たっては、効率的な事務処理を行う観点から、共済組合や私学事業団を活用する。また、制度全体の給付と負担の状況を国の会計にとりまとめて計上する。
- (5) 共済年金にある公的年金としての3階部分(職域部分)は廃止する。公的年金としての3階部分(職域部分)廃止後の新たな年金については、別に法律で定める。
- (6) 追加費用削減のため、恩給期間に係る給付について本人負担の差に着目して27%引下げる。ただし、一定の配慮措置を講じる。

<施行日>

- (1)~(5): 平成27年10月
- (6) 公務員の恩給期間に係る追加費用削減: 公布から1年を超えない範囲内で政令で定める日

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案 概要

1. 法案の趣旨

- 長期的な給付と負担の均衡を図り、年金制度を将来にわたって持続可能なものとするため、平成24年度以降の基礎年金国庫負担割合を2分の1とするとともに、老齢基礎年金等の年金額の特例水準を解消する等の所要の措置を講ずる。

2. 法案の概要

(1) 基礎年金国庫負担2分の1関係

- ① 平成24年度について、国庫は、交付国債により、基礎年金国庫負担割合2分の1と36.5%の差額を負担することとする。

※ 平成25年度から税制技術改革実施の前年度までの年度については、必要な税制上の措置を講じた上で、基礎年金国庫負担2分の1を維持するよう、法制上・財政上の措置を講ずるものとしている。

- ② 平成24年度の国民年金保険料の免除期間について、基礎年金国庫負担割合2分の1を前提に年金額を計算するものとする。

※ 国民年金保険料免除期間の年金額は、国庫負担分に連動して設定されている。
(平成20年度まで：3分の1 平成21年度から23年度まで：2分の1)

(2) 特例水準の解消関係

- ① 世代間公平の観点から、老齢基礎年金等の年金額の特例水準（2.5%）について、平成24年度から平成26年度までの3年間で解消する。

※ 現在支給されている年金額は、平成11年から13年までの間に、物価が下落したにもかかわらず、年金額を特例的に据え置いた影響で、法律が本来想定している水準（本来水準）よりも、2.5%高い水準（特例水準）となっている。

- ② これまで年金と連動して同じスライド措置が採られてきたひとり親家庭や障害者等の手当の特例水準（1.7%）についても、平成24年度から平成26年度までの3年間で解消する。

※ 児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律（平成17年法律第9号）の一部改正

3. 施行期日

- (1) 基礎年金国庫負担2分の1関係 : 平成24年4月1日
- (2) 特例水準の解消関係 : 平成24年10月1日



災害廃棄物の広域処理

平成24年4月10日環境省

東日本大震災により発生した災害廃棄物の処理

地震による大規模な津波により膨大な災害廃棄物が発生

岩手県:約476万t(約11年分)
宮城県:約1,569万t(約19年分)

※各県において1年で排出される一般廃棄物の量と比較

被災地の復旧・復興のためには、災害廃棄物の迅速な撤去・処理が大前提

被災地で仮設焼却施設等を設けて処理を実施しているが、なお処理能力が不足

災害廃棄物処理のスケジュール

平成24年3月末:仮置場への移動
平成26年3月末:中間処理・最終処分

東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針
(平成23年5月:マスタープラン)

広域処理が必須

広域処理の対象とする災害廃棄物は放射能濃度が不検出又は微量のものに限定

被災地における懸命な災害廃棄物の処理

- ▶ 住民が生活している場所の近くの災害廃棄物の仮置場への移動
- ▶ 農地等に散乱した災害廃棄物の仮置場への移動
- ▶ 津波に被害により損壊した家屋の解体を含めた災害廃棄物の仮置場への移動
- ▶ 災害廃棄物の処理(平成26年3月末目標)

H23.8
までに達成

H24.3
までにほぼ達成

約3/4 終了

約8% 終了

※岩手・宮城両県において、計27基の仮設焼却炉の設置を進めているところ。
(現在、5基が稼働中)



2011.4 津波被害の直後



2011.5 災害廃棄物撤去後
(岩手県釜石市大町付近)



2011.11 仮置場の様子
(岩手県宮古市)



2011.12 夜間作業の様子
(宮城県石巻市)

岩手

岩手県災害廃棄物処理詳細計画 (平成23年8月30日)に基づき実施

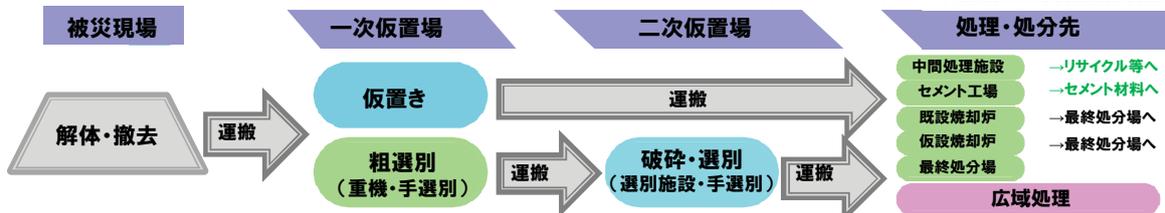
- ▶ 久慈地区を除き、破砕選別施設設置済み。
- ▶ 太平洋セメント焼却炉における災害廃棄物の処理を進めるほか、仮設焼却炉2基を設置し処理を実施中。

仮置場以降の災害廃棄物処理状況(岩手県)

	中間処理施設	契約等の状況	設置	スケジュール																										
				H23	H24	H25																								
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
久慈地区 久慈市 野田村 野田村 野田村	久慈広域連合ごみ焼却場(6t/日)	H23.9受入開始	(既存施設)	[Progress bar from H23.9 to H25.12]																										
	破砕・選別施設 ※野田村に設置 ※その他は一次仮置場で選別を実施	H24.4下旬契約予定	H24.6	[Progress bar from H24.4 to H24.6]																										
	仮設焼却炉 (95t/日)	H23.9契約(株式会社)	H24.3	[Progress bar from H23.9 to H24.3]																										
宮古地区 田代町 宮古市 山田町	宮古清掃センター (27t/日)	H23.4受入開始	(既存施設)	[Progress bar from H23.4 to H25.12]																										
	破砕・選別施設 ※宮古市・山田町に設置	H23.12契約(宮古市: 株式会社代表 特定JV、山田町: 株式会社代表 特定JV)	H24.1	[Progress bar from H23.12 to H24.1]																										
	仮設焼却炉 (旧焼却炉) (109t/日)	H23.10契約(新日鉄エンジニア グループ)	設置済 (H23.10~H24.12で稼働・ 試験運転、H24.10火入れ)	[Progress bar from H23.10 to H24.12]																										
釜石地区 大槌町 釜石市	岩手沿岸南部クリーンセンター (45t/日)	H23.5受入開始	(既存施設)	[Progress bar from H23.5 to H25.12]																										
	破砕・選別施設 ※釜石市・大槌町に設置	釜石市: H23.7契約(産業振興・産業 サービス) H23.12契約(株式会社代表・株小澤 隆・大成建設(株東北支店)) 大槌町: H23.12契約(株式会社代表 特定JV)	釜石市: 設置済 大槌町: H24.1	[Progress bar from H23.7 to H24.1]																										
	太平洋セメント5号焼却炉 (400t/日) (H23.11~H24.12)	H23.6焼却開始 H23.11セメント生産開始	(既存施設)	[Progress bar from H23.6 to H24.12]																										
大船渡地区 大船渡市 陸前高田市	太平洋セメント1号焼却炉 (400t/日) (H23.11~H24.12)	H23.12焼却開始 H24.6セメント生産開始予定	施設復旧済	[Progress bar from H23.12 to H24.6]																										
	破砕・選別施設 ※大船渡市・陸前高田市に設置	大船渡市: H23.7契約(明和土木・リマ フ・エスエフ) 陸前高田市: H23.10契約(リマテック ・佐武建設・金野建設JV)	大船渡市: 設置済 陸前高田市: H23.10	[Progress bar from H23.7 to H23.10]																										

※中間処理施設のうち焼却施設については、主なものに記載しており、この他、県内陸部の焼却施設を利用するとともに、太平洋セメントは大船渡地区以外の地区でも利用する計画。

破砕・選別 焼却 セメント焼却 建設工事 試験運転 稼働



宮城

県内での処理を最優先し、可能な限り再資源化を行い、焼却・埋立処分量の減量を図ることとしているが、災害廃棄物の発生量が膨大であり、県内で処理を完結するのが困難な状況です。計画期間内で処理を終了させるには、他都道府県との連携による広域処理が必要でありご協力をお願いします。

◆ 広域処理希望量:

石巻ブロック(294万t)

亶理名取ブロック(44万t)

東部ブロック(6万t)

計:344万t

気仙沼ブロックは検討中。

分別を徹底するが、石巻ブロックは混合状態での搬出もあり得る。

亶理名取ブロックは再生利用又は不燃物。

◎内訳

●石巻ブロック(石巻市、東松島市、女川町)

	広域処理希望量(千t)	放射能濃度(Bq/kg)
可燃物	1,316	101-171
不燃物	1057	207-360(細じん)、20-50(その他)
木くず	568	35-84

●宮城東部ブロック(塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町)

	広域処理希望量(千t)	放射能濃度(Bq/kg)
不燃物	61	230-390(細じん)、44-109(その他)

●名取・亶理ブロック(名取市、岩沼市、亶理町、山元町)

[名取処理区]		
	広域処理希望量(千t)	放射能濃度(Bq/kg)
不燃物	15	260(細じん)、86(その他)
木くず	12	66

[岩沼処理区]

	広域処理希望量(千t)	放射能濃度(Bq/kg)
不燃物	10	310(細じん)、62(その他)
木くず	37	41

[亶理処理区]

	広域処理希望量(千t)	放射能濃度(Bq/kg)
不燃物	247	930(細じん)、240(その他)

[山元処理区]

	広域処理希望量(千t)	放射能濃度(Bq/kg)
木くず	117	340

●気仙沼ブロック(気仙沼市、南三陸町)は未定。



可燃物



不燃物

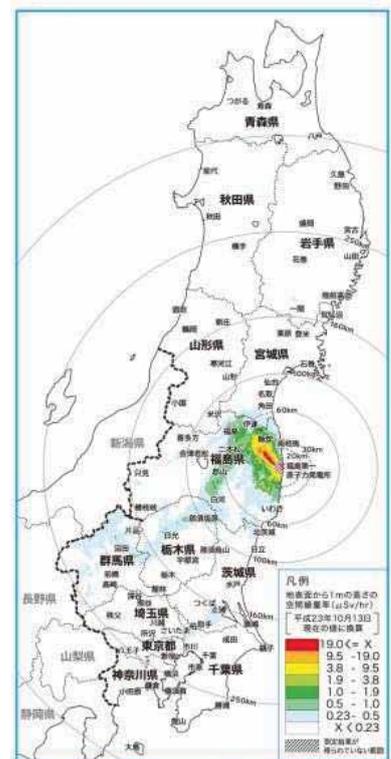


木くず

岩手県及び宮城県沿岸部の空間放射線量

福島第一原発から100~250km以上離れており、空間放射線量は他の地域と同等。そこで発生した災害廃棄物の放射能濃度は不検出又は微量。

東北・関東地方の空間放射線量マップ



空間放射線量(地上1mでの測定結果)						
県名	市区町村名	空間線量率 単位:マイクローンベルト/時間	県名	市区町村名	空間線量率 単位:マイクローンベルト/時間	
東北沿岸部	岩手県	久慈市	主 な 都 道 府 県	茨城県	水戸市	0.09
		野田村		栃木県	宇都宮市	0.11
		宮古市		群馬県	前橋市	0.09
		陸前高田市		埼玉県	さいたま市	0.05
	宮城県	気仙沼市		東京都	新宿区	0.07
		石巻市		愛知県	名古屋市	0.04
		名取市		大阪府	大阪市	0.06
				福岡県	太宰府市	0.06

関東圏:文部科学省HP 放射線モニタリング情報(平成23年11月30日計測結果)
 岩手県:岩手県HP 地表付近の放射線量率の測定結果
 宮古市:陸前高田市:平成23年11月4日~11日計測結果
 久慈市、野田村:平成23年11月2日~11日計測結果
 宮城県:宮城県放射線情報サイトHP(平成23年11月30日計測結果)
 愛知県:愛知県HP 空間放射線量率の測定結果 平成23年11月測定結果
 大阪府:大阪府HP 大阪市の放射線水準測定結果 平成23年6月測定結果
 福岡県:福岡県保健環境研究所HP 環境放射能(線)調査結果 平成23年11月

広域処理の種類

災害廃棄物の広域処理の推進に係るガイドライン(平成23年1月11日一部改定)

- ▶ 被災地で可能な限り分別
- ▶ 再生利用が可能なものは極力再生利用
(津波堆積物が混ざった災害廃棄物については、セメント焼成が有効)
- ▶ 再生利用困難な可燃物は焼却処分の上、焼却灰を埋立処分
(一般廃棄物処理施設での受入れの場合、通常処理している生活ごみと災害廃棄物の混焼となることが一般的)
- ▶ 再生利用困難な不燃物は埋立処分

混焼率(試験処理時)	
東京23区	18.8%-20.0%
島田市	15%

可燃物

(放射性Cs濃度240-480Bq/kg以下)は焼却処分の上、焼却灰(8,000Bq/kg以下)を管理型最終処分場で埋立処分※2

再生利用製品

(金属、コンクリート、木質等)の放射性Cs濃度: 100Bq/kg以下

不燃物※1

(放射性Cs濃度8,000Bq/kg以下)は管理型最終処分場で埋立処分

災害廃棄物

- ・ 被災地における災害廃棄物処理事業費単価: 約2~7万円/トン
- ・ 広域処理実績単価(運搬及び処理): 約3~7万円/トン

- ※1 クリアランスレベル以下の不燃物は除く。
- ※2 受入側の埋立処分に係る追加的な措置が必要とならないよう、焼却処理により生じる焼却灰の放射性Cs濃度が8,000Bq/kg以下となるよう配慮。

9

可燃物の処理の安全性の確保

「災害廃棄物安全評価検討会」における災害廃棄物を安全に処理するための方法の検討の際の目安

- ① 処理に伴って周辺住民の受ける線量が1mSv/年(公衆被ばくの線量限度)以下。
- ② 処理を行う作業員が受ける線量についても可能な限り1mSv/年(公衆被ばくの線量限度)を超えないことが望ましい。比較的高い放射能濃度の物を取り扱う工程では、「電離放射線障害防止規則」を遵守する等により、適切に作業員の受ける放射線の量を管理。
- ③ 処分施設の管理期間終了以後、周辺住民の受ける線量が0.01mSv/年以下(人の健康に対する影響が無視できる線量)。

8,000Bq/kgの焼却灰を埋立処分した場合

最も影響を受けやすい作業員の被ばく線量: 0.78 mSv/年

1日8時間、年間250日の労働時間のうち半分の時間を焼却灰のそばで作業すること(合計1000時間/年)、1日の作業の終了時の覆土である即日覆土を行わず、中間覆土のみ行うことを仮定

埋立後の周辺住民の被ばく線量: 0.01mSv/年以下

埋立処分場の跡地で居住しないなどの利用制限

8,000 Bq/kg以下の焼却灰については、周辺住民、作業員のいずれにとっても安全に埋立処分可能

※埋立方法等については、国際原子力機関(IAEA)ミッション(平成23年10月)、原子力安全委員会及び放射線審議会より適当であることが認められている。

※対象とする核種: 「プルトニウム、ストロンチウムの核種分析の結果について」(平成23年9月30日文部科学省)においては、「セシウム134、137の50年間積算実効線量に比べて、プルトニウムや放射性ストロンチウムの50年間積算実効線量は非常に小さいことから、今後の被ばく線量評価や除染対策においては、セシウム134、137の沈着量に着目していくことが適切であると考えられる。」とされている。

10

広域処理が可能な災害廃棄物(可燃物)の放射性セシウム濃度に関する考え方

災害廃棄物のみをストーカ式焼却炉で焼却する場合：
災害廃棄物の放射性Cs濃度が**240Bq/kg以下**であれば
焼却灰放射性Cs濃度は**8,000Bq/kg以下**
(濃縮率:33.3倍)。

災害廃棄物のみを流動床式焼却炉で焼却する場合：
災害廃棄物の放射性Cs濃度が**480Bq/kg以下**
であれば焼却灰放射性Cs濃度は**8,000Bq/kg以下**
(濃縮率:16.7倍)。

実際には通常の一般廃棄物と混焼するので、より高い濃度のものでも広域処理が可能。

万一、放射性Cs濃度が**8,000Bq/kg**を超えた場合は、国が責任を持って対応

放射性Cs濃度が**8,000Bq/kg**を超える廃棄物については、放射性物質汚染対処特措法に定める指定廃棄物となる見込み

具体的な濃度の限度は、混焼割合、通常の一般廃棄物に含まれる放射性Cs濃度によって異なるので、受入側の焼却施設の状況に応じて設定

8,000Bq/kg超については国が責任を持って処理



災害廃棄物の焼却処理に関する評価

- 災害廃棄物を焼却した際に発生する焼却灰の中の放射能濃度を安全側に仮定を置いて算定し、評価を実施。
- 岩手県内で最も高い測定結果が得られた陸前高田市の調査結果を用いた場合でも、放射性Cs濃度：**3,450Bq/kg**にとどまった。広域処理を行った場合も、安全な処分のための追加的措置を必要とすることなく、管理型処分場で埋立が可能。
- 災害廃棄物を実際に焼却した焼却灰の測定結果においても、放射能濃度は**8,000Bq/kg**を下回っている。
宮古市の災害廃棄物を実際に混焼した実証試験：**133Bq/kg**
仙台市仮設焼却炉における焼却灰測定結果：**1,000Bq/kg以下**
女川町の災害廃棄物を混焼した実証試験：**2,300Bq/kg**
太平洋セメント(株)大船渡工場：**905Bq/kg**
- 岩手県及び宮城県(福島県との県境付近を除く。)の沿岸市町村については、いずれの市町村の災害廃棄物も、その焼却灰は**8,000Bq/kg**を大幅に下回る可能性が高い。

※飛灰中の放射能濃度算定方法

飛灰中の放射能濃度¹⁾=災害廃棄物の濃度 α ×飛灰への濃縮率 β ²⁾

1)廃棄物の種類ごとの組成比に応じた加重平均。検出されない場合は検出下限値の濃度を仮定

2)放射性Csが全量飛灰に移行すると仮定。ストーカ式 $\beta=33.3$ 倍、流動床式 $\beta=16.7$ 倍

※実証試験による測定結果は、放射能濃度算定方法より低く、上記算定方法により安全側で評価可能。

宮古市の災害廃棄物の焼却実証試験結果

焼却施設	宮古清掃センター (岩手県宮古市大字小山田第二地割岩ヶ沢110番地)		
	施設概要	処理能力: 186t/日(93t×2炉) 焼却方式: 流動床式焼却炉	
焼却灰	採取年月日	平成23年9月14日	平成23年9月9日
	混合燃焼率	27%	0%(通常時)
	放射能濃度(飛灰)	133 Bq/kg	151 Bq/kg
	放射能濃度(主灰)	10 Bq/kg	不検出

再生利用に係る安全性の確保

再生利用におけるクリアランスレベル

市場に流通する前に、0.01mSv/年になるように適切に管理。

※ 0.01mSv/年は自然界の放射線レベルに比較して十分小さく、また、人の健康に対するリスクが無視できる線量であり、放射性物質として扱う必要がないもの。



金属、コンクリート、木質等を含む災害廃棄物を再生利用した製品の放射性Cs濃度のクリアランスレベル： 100 Bq/kg以下

※一部の製品のロットがこの値を上回る場合であっても、桁が同じであれば、放射線防護上の安全性について必ずしも大きく異なることはない。

13

再生利用に関する評価

(1) 燃焼を伴わない再生利用 (木くず等のボード利用等)

製品の放射能濃度 =
災害廃棄物の放射能濃度
× 製品に占める原料(木くず等)の割合
× 原料(木くず等)に占める当該災害廃棄物の割合

(2) 燃焼を伴う再生利用 (木くず等のセメント焼成等)

製品の放射能濃度 =
災害廃棄物の放射能濃度
× 燃料に占める災害廃棄物の割合
× 燃焼による灰の濃縮倍率
× 製品に占める当該灰の割合

(3) 溶融スラグの再生利用 (溶融処理により生じる溶融スラグの細骨材やアスファルト混合物としての利用等)

製品の放射能濃度 =
災害廃棄物の放射能濃度
× 溶融対象に占める災害廃棄物の割合
× 1/溶融によるスラグの発生割合
× 溶融によるスラグへの分配率
× 製品に占める当該スラグの割合

受入可能となる放射能濃度の目安は製品の品質に責任を負う事業者の判断に基づき適切に設定

14

(参考)100Bq/kgと8,000Bq/kgの2つの基準の違い

原子炉等規制法に基づくクリアランス基準(100Bq/kg) 廃棄物を安全に再利用できる基準。

運転を終了した原子力発電所の解体等により発生するコンクリート、金属を想定し、原子力発電所や一般社会での再利用を推進するために定めた基準。

廃棄物を再生利用した製品が、日常生活を営む場所などの一般社会で、様々な方法(例えばコンクリートを建築資材、金属をベンチなどに再生利用)で使われても安全な基準として定められている。

放射性物質汚染対処特措法に基づく指定基準(8,000Bq/kg) 廃棄物を安全に処理するための基準。

原子力発電所の事故に伴って環境に放出されたセシウムに汚染された廃棄物について、一般的な処理方法(分別、焼却、埋立処分等)を想定し、安全に処理するために定めた基準。

8,000Bq/kg以下の廃棄物は、従来と同様の方法により安全に焼却したり埋立処分したりすることが可能。焼却施設や埋立処分場では排ガス処理、排水処理や覆土によって環境中に有害物質が拡散しないように管理が行われていることから、周辺住民の方にとって問題なく安全に処理が可能。

8,000Bq/kg以下の廃棄物を焼却した結果、焼却灰の放射能濃度が8,000Bq/kgを超えた場合は、特別な処理が必要。広域処理により焼却する場合は、そのようなことがないよう、対象とする廃棄物の目安を240Bq/kg -480Bq/kgとしている。

15

(参考)処理プロセス全体での安全性の確保

●シナリオ^{※1}に基づき、安全評価を実施し、処理の各工程においての被ばく量が1mSv/年となる放射能濃度、最終処分場の管理期間終了後、一般公衆の被ばく量が0.01mSv/年となる、放射能濃度を確認したところ、8,000Bq/kg以下の廃棄物については、通常通り、周辺住民、作業員のいずれにとっても安全に処理することが可能。

シナリオ	評価対象	処理に伴う被ばく量が1mSv/yとなる放射能濃度	
保管	廃棄物積み下ろし作業 ^{※2}	作業員 8時間/日、250日のうち半分、作業(1000時間/年)	12,000Bq/kg
	保管場所周辺居住 ^{※2}	一般公衆 居住時間の20%を屋外で過ごす	100,000Bq/kg
運搬	廃棄物運搬作業	作業員 8時間/日、250日のうち半分、作業(1000時間/年)	10,000Bq/kg
	運搬経路周辺居住	一般公衆 赤信号での停車時間(450時間/年)	160,000Bq/kg
中間処理	焼却炉補修作業	作業員 実態から900時間/年	30,000Bq/kg
	焼却施設周辺居住	一般公衆 居住時間の20%を屋外で過ごす	5,500,000Bq/kg
埋立処分	焼却灰埋立作業 ^{※3}	作業員 ^{※4} 8時間/日、250日のうち半分、作業(1000時間/年)	10,000Bq/kg
	脱水汚泥等埋立作業 ^{※5}	作業員 ^{※4} 8時間/日、250日のうち半分、作業(1000時間/年)	8,000Bq/kg
	最終処分場周辺居住 ^{※6}	一般公衆 居住時間の20%を屋外で過ごす	100,000Bq/kg
シナリオ	評価対象	被ばく量が10μSv/y以下となる放射能濃度	
埋立処分	埋立地跡地公園利用	一般公衆 実態から200時間/年	170,000Bq/kg
	地下水利用農作物摂取	一般公衆	46,000Bq/kg ^{※7}

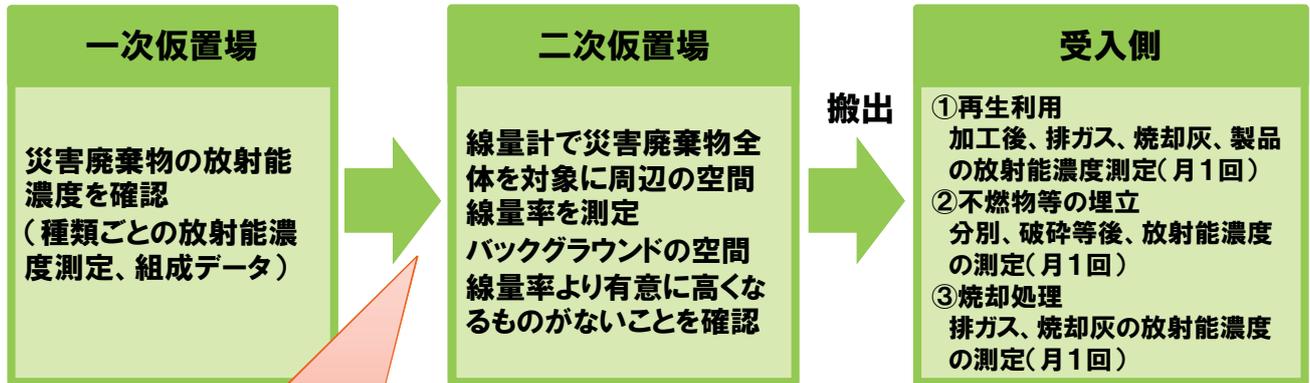
※1 廃棄物の処理においては、可燃物については焼却後に埋立処分、不燃物については埋立処分されることが一般的であり、このような処理の実態を踏まえてシナリオ設定を行った。また、福島県内の廃棄物処理施設の実態等を参考にして、評価に用いるパラメータの設定を行った。
 ※2 保管は200m×200mの敷地にテント(15m×30m×高さ2m)を50個設置と想定。敷地内の複数のテントから周辺居住者の被ばくについて、居住場所は保管場所から適切な距離を取るものとして評価した。例えば、100,000Bq/kgの廃棄物を保管した場合、保管場所からの適切な距離は約70m、8,000Bq/kgの廃棄物を保管した場合、保管場所からの適切な距離は約2mとなる。
 ※3 焼却灰等埋立では、外部被ばく評価の線源条件として、福島県内の廃棄物処理施設の実態等を参考にして200m×200m×深さ10mの大きさ、かさ密度1.6g/cm³と想定。
 ※4 既往のクリアランスレベル評価に倣い、安全側に見て、作業員は1日8時間・年間250日の労働時間のうち半分の時間を処分場内で重機を使用して埋立作業を行っているものとした。なお、重機の遮蔽係数を0.4とした。
 ※5 脱水汚泥埋立処分では、外部被ばく評価の線源条件として、既往のクリアランスレベル評価に倣って半径500m×深さ10mの大きさ、かさ密度2.0g/cm³と想定。
 ※6 居住場所は埋立場所から適切な距離を取るものとして評価している。例えば、埋立処分場(200m×200m×深さ10m)で即日覆土を毎日15cm行う条件で、作業中の露出面積を15m×15mとした場合は、100,000Bq/kgの廃棄物では8m、8,000Bq/kgの廃棄物では2mとなる。
 ※7 この結果を受け、8,000Bq/kg超の焼却灰等については、遮水工が設置されている管理型処分場等において、焼却灰の周囲に隔離層を配置するなど、十分な安全対策を講ずることとしている。なお、シナリオ評価においては、遮水工のない安定型処分場を想定しており、地下水流方向の分散長、地下水流方向の分散係数、処分場下流端から井戸までの距離を全て0として評価をしている等、保守的な設定をしている。

16

災害廃棄物の広域処理における搬出側での確認方法、 受入側でのモニタリング

受入側の理解(安心の観点)を得ることが不可欠であることから、搬出側の確認方法を整理。搬出側で放射能濃度、空間線量率の確認を行っているので、受入時に改めてこれらを測定する必要はなく、確認的なモニタリングを実施。

搬出側の確認方法



放射能濃度算定方法により
評価を実施、安全性を確認

※(参考):「港湾における輸出コンテナの放射線測定のためのガイドライン」(H23.4国土交通省港湾局総務課危機管理室)では、放射線量率の測定により、コンテナの除染が必要であると判断する基準地として、コンテナ測定場所のバックグラウンドの放射線量率の値の3倍値を採用。

17

(参考)空間線量等のモニタリング

組成別に試料を採取し、放射能濃度を測定。問題のないものを広域処理の搬出対象とする(一次仮置場)。



仮置場で粗選別後、手作業によりさらに選別を行う(二次仮置場)。



搬出対象の廃棄物(写真の例は木くず)の空間放射線量を測定(二次仮置場)。



搬出するコンテナの空間放射線量を測定(二次仮置場)



焼却施設で焼却後、埋立を行う焼却灰、飛灰の放射能濃度を測定。排ガスも放射能濃度を測定し、安全を確認(受入側)

焼却灰



最終処分場で埋立。

18

(参考)一般廃棄物焼却施設における焼却灰の放射性セシウム濃度測定結果

要請対象施設: 16都県※1の一般廃棄物焼却施設

測定対象物: 一般廃棄物の焼却に伴い発生する主灰※2、飛灰※3等

測定期間: 6月28日以降

※1 岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県

※2 主灰: 焼却の際に焼却炉の炉底に落下した灰分

※3 飛灰: 焼却の際にガス中に含まれ、排ガス出口の集塵機で集められた灰分

表 一般廃棄物処理施設の焼却灰測定結果(概要)

	報告施設数	測定結果 (Bq/kg)	8,000Bq/kgを超える		100,000Bq/kgを超える	
			主灰等※4	飛灰※5	主灰等※4	飛灰※5
岩手県	19	不検出~30,000	なし	2※6	なし	なし
宮城県	18	不検出~2,581	なし	なし	なし	なし
秋田県	16	不検出~196	なし	なし	なし	なし
山形県	14	不検出~7,800	なし	なし	なし	なし
福島県	22	不検出~95,300	7	16	なし	なし
茨城県	30	42~31,000	なし	10	なし	なし
栃木県	18	217~48,600	なし	3	なし	なし
群馬県	24	20~8,940	なし	2	なし	なし
埼玉県	48	93~5,740	なし	なし	なし	なし
千葉県	58	不検出~70,800	なし	8	なし	なし
東京都	54	不検出~12,920	なし	1	なし	なし
神奈川県	39	不検出~3,123	なし	なし	なし	なし
新潟県	35	不検出~3,000	なし	なし	なし	なし
山梨県	13	不検出~813	なし	なし	なし	なし
長野県	27	不検出~1,970	なし	なし	なし	なし
静岡県	34	不検出~2,300	なし	なし	なし	なし
計	469		7	42	0	0

※4 主灰のほか溶融スラグや主灰・飛灰の混合物を含む

※5 溶融飛灰を含む

※6 岩手県の2施設は被災地域にある施設ではない

(参考)岩手県・宮城県沿岸市町村一般廃棄物焼却施設における焼却灰測定結果

岩手県、宮城県の沿岸市町村の一般廃棄物焼却施設で発生した焼却灰中の放射能濃度は、いずれも8,000Bq/kgを大きく下回っていることから、これら沿岸市町村の災害廃棄物の焼却灰も、同様に8,000Bq/kgを大きく下回る可能性が高い。

岩手県沿岸市町村一般廃棄物焼却施設における焼却灰測定結果(8月24日時点) 宮城県沿岸市町村一般廃棄物焼却施設における焼却灰測定結果(8月24日時点)

所在地	測定施設名	測定日	測定内容	放射能濃度(Bq/kg)
釜石市	岩手沿岸南部クリーンセンター	7月5日	飛灰	1,128
		7月5日	スラグ	30
宮古市	宮古清掃センター	7月21日	飛灰	240
		7月21日	主灰	40
久慈市	久慈広域連合久慈地区ごみ焼却場	6月30日	飛灰	604
		6月30日	主灰	31

所在地	測定施設名	測定日	測定内容	放射能濃度(Bq/kg)	
仙台市	今泉工場	7月7日	主灰飛灰混合	1,790	
		7月25日	主灰飛灰混合	1,830	
	葛岡工場	7月7日	主灰飛灰混合	1,675	
		7月25日	主灰飛灰混合	1,410	
	松森工場	7月7日	主灰	1,437	
		7月7日	飛灰	2,581	
		7月25日	主灰	560	
			7月25日	飛灰	1,980
	名取市	名取クリーンセンター	7月27日	飛灰(1号炉)	1,988
7月27日			飛灰(2号炉)	1,600	
塩竈市	清掃工場	7月27日	飛灰	1,317	
利府町	衛生処理センター	7月27日	飛灰(3号炉)	1,955	
		7月27日	飛灰(4号炉)	1,902	
石巻市	石巻広域クリーンセンター	7月27日	飛灰	994	
		7月27日	脱塩残渣	不検出	
	石巻市牡鹿クリーンセンター	7月27日	飛灰(A系)	616	
7月27日		飛灰(B系)	311		
気仙沼市	気仙沼市クリーンシルセンター	7月27日	飛灰	2,078	
南三陸町	草木沢粗大ごみ焼却施設	7月27日	飛灰	324	

(参考)東京都の先行事業(宮古市)におけるモニタリング結果

搬出側でのモニタリング

- 災害廃棄物の放射性物質濃度
(一次仮置場2か所):
68.6Bq/kg、37.3Bq/kg
- 粗選別エリア空間線量率:
0.14-0.16 μ Sv/h
(バックグラウンド0.13-0.15 μ Sv/hと同等)
- ストックヤードでの遮蔽線量率:
0.000-0.002 μ Sv/h
- コンテナ積み込み後空間線量率:
0.08-0.11 μ Sv/h
(バックグラウンドより低い)

受入側でのモニタリング

- 敷地境界空間線量率
- 選別破碎施設:0.26-0.76 μ Sv/h
(バックグラウンド0.52-0.78 μ Sv/h)
- 焼却施設:0.56-0.71 μ Sv/h
(バックグラウンド0.62-0.67 μ Sv/h)
- 破碎選別後放射能濃度
- 可燃物:不検出~111Bq/kg
(検出された施設は災害廃棄物と他の廃棄物の混合処理)
- 不燃物:不検出
- 遮蔽線量率:0.000-0.002 μ Sv/h
- 排ガス、焼却残さ、スラグの放射能濃度:不検出
- 飛灰:920Bq/kg
(他の廃棄物との混合処理)

21

(参考)静岡県島田市における試験的処理

岩手県山田町の柱材・角材をチップ化したもの10トンと島田市のごみ56トンと合わせて溶融処理(混焼率15%)。放射能濃度等の測定結果はすべて基準に適合。

- 木材チップの放射性物質濃度:
15.2Bq/kg、15.8Bq/kg (H24.2.8) < 240-480Bq/kg
- 木材チップの遮蔽線量率
0.000-0.001 μ Sv/h (H24.2.10) < 0.01 μ Sv/h(島田市受入基準)
- 空間線量率:(バックグラウンドの3倍以上とならないこと)
 - 二次仮置場
0.04 μ Sv/h (バックグラウンド0.07 μ Sv/h) (H24.2.10)
 - コンテナ積み込み後
山田町仮置場 0.06-0.07 μ Sv/h (バックグラウンド0.08 μ Sv/h) (H24.2.10-11)
静岡貨物駅 0.05 μ Sv/h (バックグラウンド0.06 μ Sv/h) (H24.2.14-15)
島田市環境プラザ 0.05-0.07 μ Sv/h (バックグラウンド0.07 μ Sv/h) (H24.2.14-15)
- 排ガス中の放射性セシウム濃度:不検出(H24.2.16)
- 溶融飛灰の放射性セシウム濃度:64Bq/kg (通常ごみ22未満-68)

22

災害廃棄物処理時の放射性セシウムの挙動及び安全性の確保

(1)放射性セシウムの特徴は？

- ▶ 放射線としてベータ線やガンマ線を出す。
- ▶ 物質としては、ナトリウムやカリウムと同じアルカリ金属。
- ▶ 食塩(塩化ナトリウム)と同様に、塩化セシウムの状態では水に溶けやすい物質。
- ▶ ただし、土壌の粘土質に強く引き付けられ、いったん土壌にくっつくと、地下に浸透しにくい性質をもつ。
- ▶ 外部被ばくで主になるガンマ線は、土壌やコンクリートで遮へいすれば、放射性物質から出てくる放射線の多くを防ぐことができる。

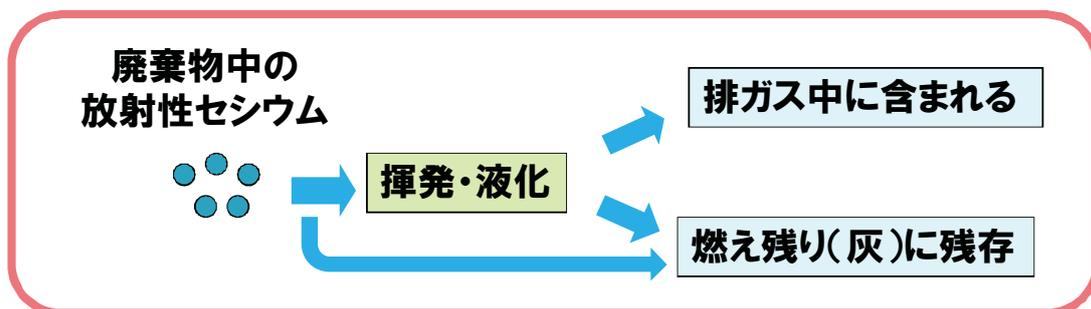
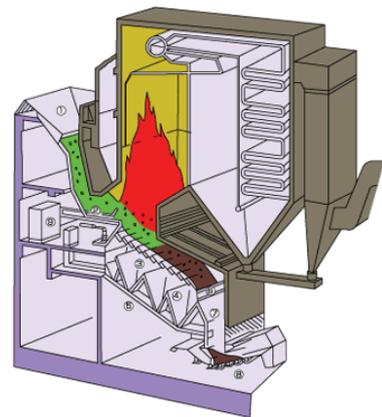
例えば、土壌の層**30cm**があれば、放射線量を約**40分の1**にすることができる。

(独)国立環境研究所資源循環・廃棄物研究センター
大迫政浩:「放射性物質を含む廃棄物の課題と対応(JWセミナー)より

23

(2)焼却すると廃棄物中の放射性セシウムはどうなるか？

廃棄物中の放射性セシウムは、**850℃以上の高温の炎の中で揮発したり、小さな液滴となって排ガスと一緒に流れていくものと、燃え残りの灰に残るもの**に分かれる。

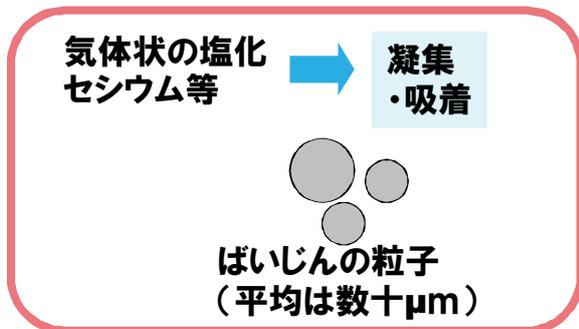


(独)国立環境研究所提供資料より

24

(3) 排ガス中の揮発した放射性セシウムはどうか？

・排ガスは冷やされて、気体状あるいは液状のセシウムは、主に塩化セシウムとして固体状態になり、ばいじんに凝集したり吸着する。



排ガス中の塩化セシウム(CsCl)は、
沸点(液体から揮発する温度) 1300°C
融点(固体から液体になる温度) 646°C

(4) ばいじんに吸着した放射性セシウムはどうか？

・セシウムが吸着しているばいじんは、バグフィルターでほぼ完全に除去、捕集される。
・バグフィルターは、きめ細かなろ布上に形成された薬剤やダスト自身による層により、サブミクロン(1 μm 以下)の粒子を濾(こ)しとって除去する。

(独)国立環境研究所提供資料より

25

過去の調査で報告されているバグフィルターの除去性能

- ▶ セシウムについて、バグフィルター付きの焼却炉で99.92～99.99%、電気集じん機の焼却炉で96.65～97.84%の除去率を確認。
- ▶ 飛灰の放射性Cs濃度が8,000Bq/kg超～数万Bq/kg程度となる焼却処理の場合であっても、排ガス実測データは大半の施設が検出下限以下で、一部検出されている場合でも、告示の濃度限度を大きく下回っており、安全に処理できていることを確認。

- ・ 排ガス中のばいじんの除去が大切。焼却施設には、ばいじんの規制があり、規制値を守っていれば、放射性セシウムの排ガス濃度の目安を超過する心配はない。

安全性を確認する排ガス濃度の目安

排ガス中の濃度限度として、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示」等で示された濃度限度を下回ることを確認することが重要。

(原子力安全委員会(平成23年6月3日)「東京電力株式会社福島第一原子炉事故の影響を受けた廃棄物の処理処分等に関する安全確保の当面の考え方について」)

Cs-134:20Bq/ m^3
Cs-137:30Bq/ m^3

26

(参考)16都県の一般廃棄物焼却施設における排ガスのモニタリング結果

都県名	市町村・組合・会社名	施設名	排ガス				飛灰(混合灰・溶融飛灰)				
			測定日	測定結果(Bq/m ³)		測定日	測定結果(Bq/kg)				
				Cs134	Cs137		Cs134	Cs137		Cs134	Cs137
岩手県	宮古地区広域行政組合	宮古清掃センター	9/14	ND	ND	9/14	53	80			
		一関清掃センターごみ焼却施設	8/26	ND	ND	10/1	3,400	4,000			
	一関地区広域行政組合	大東清掃センターごみ焼却施設	8/30	ND	ND	10/27	7,700	3,400			
		大東清掃センターごみ焼却施設	8/29	ND	ND	10/27	1,000	1,300			
宮城県	登米市	クリーンセンター	8/27	ND	ND	11/1	1,000	1,300			
山形県	置賜広域行政事務組合	千代田クリーンセンター焼却処理施設	10/26	ND	ND	10/26	280	330			
福島県	福島市	あぶくまクリーンセンター	9/28(1号炉)	ND	ND	9/28	31,800	40,000			
			10/26(1号炉)	ND	ND	10/26	17,100	21,900			
		9/28(2号炉)	ND	ND	7/19	37,000	41,000				
		10/26(2号炉)	ND	ND	7/19	35,000	38,000				
	あらかわクリーンセンター	10/7	ND	0.007(ろ紙)	10/7	29,500	37,400				
		10/27	ND	0.007(ろ紙)	10/27	23,600	29,600				
	南相馬市	クリーン藤野センター	10/20	ND	ND	10/20	16,200	20,300			
	伊達地方衛生処理組合	伊達地方衛生処理組合 清掃センター	7/11	0.83	0.89	7/11	36,000	39,000			
			7/11	1.4	1.5	7/11	36,000	39,000			
	須賀川地方保健環境組合	須賀川地方衛生センター	11/1	0.5	0.5	11/1	14,900	18,200			
7/11			0.34	0.35	7/11	3,900	4,300				
7/11			0.36	0.35	7/11	15,000	16,000				
9/11(1号炉)			0.37	0.32	9/1	12,000	14,000				
9/20(1号炉)			0.5	0.38	9/20	12,000	14,000				
9/11(2号炉)			0.37	0.32	9/1	9,500	11,000				
須賀川地方保健環境組合	須賀川地方衛生センター	9/20(2号炉)	0.32	0.32	9/20	13,000	15,000				
		10/28	0.2	0.2	10/28	8,970	11,000				
田村市	田村商部環境センター	10/14	ND	ND	11/1	7,682 ※1	3,406 ※1				
西白河地方衛生処理一部事務組合	西白河地方クリーンセンター	10/11	ND	ND	10/25	4,400	5,600				
いわき市	北部清掃センター	9/27	ND	ND	10/18	8,410	10,500				
		10/18	ND	ND	10/14	7,140	8,720				
		11/1	ND	ND	11/1	4,700	5,700				
茨城県	阿見町	霞クリーンセンター	10/31(1号炉)	ND	ND	11/1	3,210	3,920			
栃木県	那須地区広域行政事務組合	10/31(2号炉)	ND	ND							
		広域クリーンセンター大田原	8/22	ND	ND	10/28	1,320	1,650			
群馬県	前橋市	六供清掃工場	8/10(1号炉)	ND	ND	8/11(2号炉)	ND	ND	8/19	810	930
			9/30(3号炉)	ND	ND						
	渋川地区広域圏清掃センター	9/7	ND	ND	10/12	1,900	2,400				
		10/25	ND	ND	10/25	2,050	2,560				
西吾妻環境衛生施設組合	西吾妻環境衛生センター	9/2	ND	ND	10/14	616	683				
		蔵戸田衛生センターごみ焼却処理施設	7/21	ND	ND						
千葉県	我孫子市	我孫子市クリーンセンター	7/28(2号炉)	ND	ND	9/5	1,400 ※2	1,820 ※2			
			9/2(1号炉)	ND	ND	10/4	2,000 ※2	2,570 ※2			
	野田市	清掃工場	10/12	ND	ND	10/11	960	1,110			
			10/18	ND	ND	10/18	1,390	1,730			
	佐倉市・酒々井町 清掃組合	酒々井リサイクル文化センター	10/18	ND	ND	10/11	1,510	1,800			
			9/28(A号)	ND	ND	10/13	1,040	1,280			
	柏市	北部クリーンセンター	9/28(C号)	ND	ND	10/19	1,090	1,350			
			10/28(B号)	ND	ND	9/7	8,740	8,750			
	南部クリーンセンター	9/6	ND	ND	9/7	19,500 ※1	22,900 ※1				
		9/13	ND	ND	9/26	3,070	3,590				
流山市	流山市クリーンセンター	10/28	ND	ND	10/7	2,210	2,780				
		7/20	ND	ND	10/4	8,660	10,700				
松戸市	松戸市クリーンセンター	10/24	ND	ND	11/1	4,710	5,780				
		7/19	ND	ND	10/18	1,450	1,720				
和名ヶ谷クリーンセンター	10/21	ND	ND	11/1	1,710	2,190					
	10/21	ND	ND	10/21	832 ※1	1,020 ※1					
千葉市	新港清掃工場	8/22	ND	ND	10/21	832 ※1	1,020 ※1				
		北谷津清掃工場	9/2	ND	ND	10/20	999	1,210			
		北清掃工場	8/29	ND	ND	10/20	762	933			
八王子市	戸吹清掃工場	8/23	ND	ND	10/20	657	825				
		8/25	ND	ND	10/20	800	768				
立川市	立川市清掃工場	8/20(3号炉)	ND	ND	10/24	376	514				
三鷹市	三鷹市環境センター	7/21	ND	ND	10/17	1,210	1,690				
		町田リサイクル文化センター	9/13	ND	ND	10/14	19	30			
東京都	国分寺市	清掃センター	10/12	ND	ND	10/12	690	1,010			
			7/22	ND	ND	9/5	450	572			
	小平・村山・大和衛生組合	多摩清掃工場	8/5	ND	ND	8/16	881	891			
			8/5	ND	ND	8/5	816	958			
横浜市	旭工場	8/31	ND	ND	9/12	620	720				
神奈川県	藤沢市	北部環境事業所	8/26(1号炉)	ND	ND	10/20	399	488			
			8/26(2号炉)	ND	ND	10/20	440	517			
		石名板環境事業所	8/25	ND	ND	10/20	440	517			

- ※ 網掛けは排ガス中の放射性セシウム濃度が不検出(ND)でなかったもの
- ※1 溶融飛灰
- ※2 混合灰

焼却灰の安全な埋立方法

8,000Bq/kg以下の焼却灰(主灰・飛灰)については、追加的な措置なく、安全に一般廃棄物最終処分場(管理型最終処分場)で埋立可能。念のため、飛灰と主灰の埋立場所を分け、それぞれの埋立場所が特定できるよう措置。

(より安定した状態での埋立処分)

- ・ 焼却灰等と水がなるべく接触しないように、水がたまりやすい場所での埋立では行わない等の対策
- ・ 放射性セシウムの土壌吸着性を考慮して土壌の層の上に焼却灰を埋立



(独)国立環境研究所提供資料より

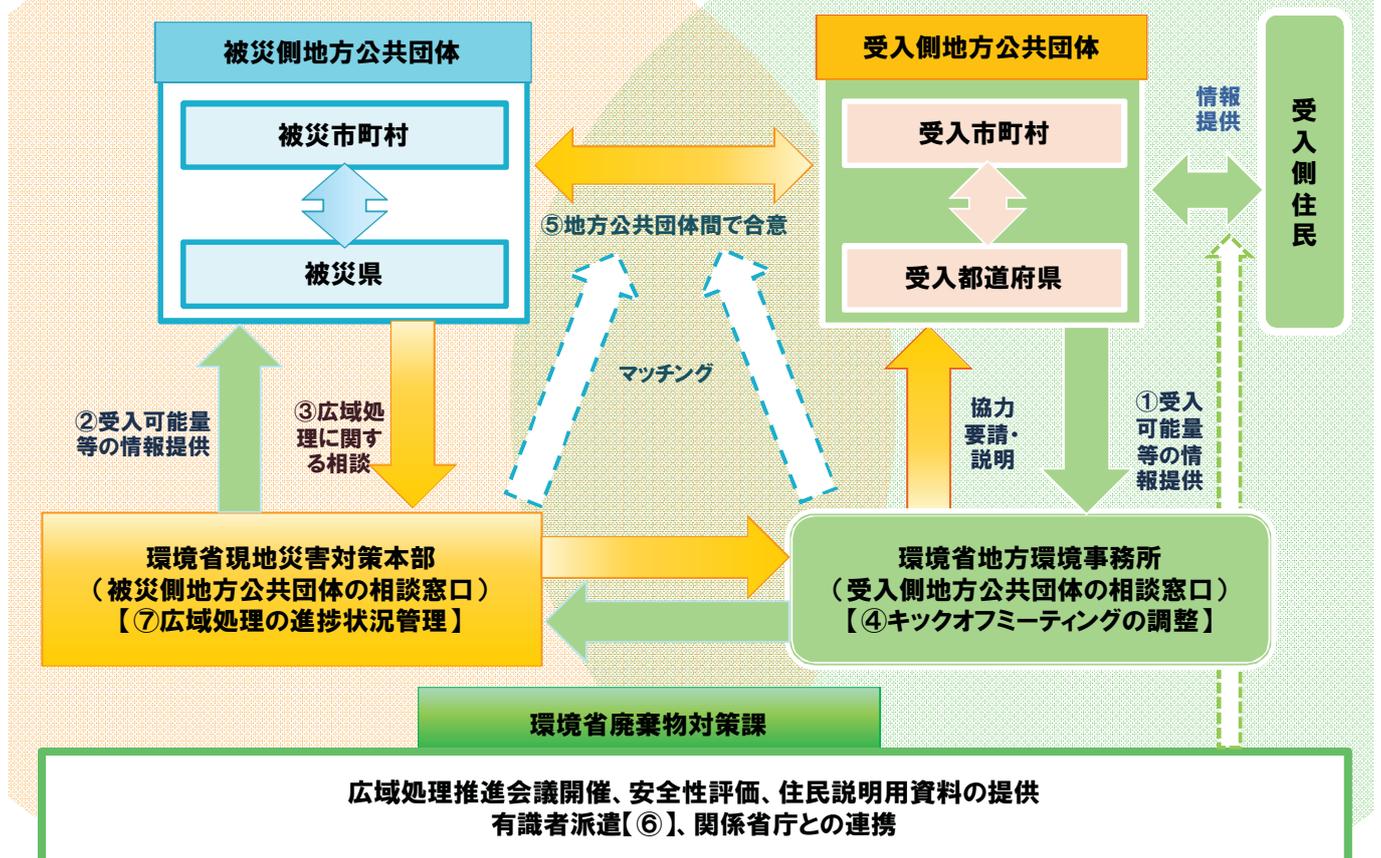
災害廃棄物処理特措法に基づく要請(H24.3)

合計:912千トン

要請先	搬出側	種類	数量
青森県 [H24.3.30]	岩手県県北(洋野町、久慈市、野田村、普代村)、宮城県石巻ブロック(石巻市、東松島市、女川町)及び気仙沼市	可燃物・木くず	116(千トン)
秋田県 [H24.3.30]	岩手県県北(洋野町、久慈市、野田村、普代村)及び宮古市	可燃物・木くず・不燃物	135(千トン)
山形県 [H24.3.30]	岩手県釜石市、宮城県気仙沼市、石巻市、松島町、多賀城市、仙台市、亶理名取ブロック(岩沼処理区)等	木くず、不燃物等	150(千トン)
群馬県 [H24.3.23]	岩手県山田町、大槌町、宮古市、大船渡市、陸前高田市	可燃物・木くず	83(千トン)
埼玉県 [H24.3.30]	岩手県県北(洋野町、久慈市、野田村、普代村)	木くず	50(千トン)
神奈川県 [H24.3.23]	岩手県大船渡市、陸前高田市等	木くず	121(千トン)
静岡県 [H24.3.23]	岩手県山田町、大槌町	木くず	77(千トン)
大阪府 [H24.3.30]	岩手県宮古市、山田町、大槌町、大船渡市及び陸前高田市等	可燃物・木くず	180(千トン)

29

災害廃棄物の広域処理推進体制図



30

広域処理に関連する法的手続

被災市町村から受入側市町村への事前通知等

廃棄物処理法施行令第4条第9号イに基づく通知等

- 一般廃棄物の処分又は再生を委託するときは、市町村において処分又は再生の場所及び方法を指定することとされている(第4条第7号)
- (1)指定された一般廃棄物の処分又は再生の場所が委託した市町村以外の市町村の区域にあるときは、当該処分又は再生の場所がその区域内に含まれる市町村に対し、次の事項を通知しなければならない。※
 - ①処分又は再生の場所の所在地(埋立処分を委託する場合には、埋立地の所在地、面積及び残余の埋立容量)
 - ②受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ③処分又は再生に係る一般廃棄物の種類及び数量並びにその処分又は再生の方法
 - ④処分又は再生を開始する年月日
 - ※通知は、委託契約の締結前に書面により行う(「一般廃棄物の処分等の委託基準の遵守等について」(平成13年8月23日付け環廃対325環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知))
- (2)一般廃棄物の処分又は再生を一年以上にわたり継続して委託するときは、当該委託に係る処分又は再生利用の状況を一年に一回以上、実地に確認しなければならない。

31

広域処理に係る費用に係る支援

被災市町村に対する支援

- ▶ 広域処理は、被災地側の災害廃棄物処理事業として実施されるため、その費用は被災自治体が負担(被災自治体に対する国庫補助等により実質的には国が全額負担)。
- ▶ 処理に必要な放射能濃度測定経費等も補助対象。

受入側市町村等に対する支援

- **地域住民の方々の安心確保対策に要する費用**
 - ①地域住民の方々の理解を得るために必要な放射能測定費用(処理施設周辺の空間線量測定等を含む)
 - ②住民説明に要する費用(説明会、広報、被災地視察等)
 - ③受入検討段階における試験焼却に要する費用
- **災害廃棄物の処理費用**

通常の処理費用に加えて、既存施設の減価償却費相当額や被災自治体への職員派遣に要する旅費も対象
- **施設整備に要する費用**

広域処理の受入に関連して自治体が行う廃棄物処理施設の整備に対し支援

 - ①現在建設中(設計中のものも含む)の施設であって、災害廃棄物を受け入れることが可能な施設又は災害廃棄物を受け入れる既存の施設と同等のものとして整備している施設
 - ②広域処理の受入に使用した最終処分場の容量に相当する将来の最終処分場の整備
 - ③災害廃棄物の処理により生じた施設の修繕
- **その他、自治体の要望に応じ、国が災害廃棄物の放射能測定を実施するほか、特に広域処理に不可欠な経費については、国が支援する。**

32

広域処理の推進に向けた取組

H24年4月11日現在

H23. 4. 8	環境副大臣から都道府県知事に対して災害廃棄物の受入協力要請
H23. 8. 11	「災害廃棄物の広域処理の推進に係るガイドライン」とりまとめ（以降 10. 11、11. 18、H24. 1. 11 一部改定）
H23. 10. 4	災害廃棄物の広域処理推進会議（43 都道府県、74 市区町村、約 170 人が参加）・・・細野環境大臣より協力を呼びかけ
H23. 11. 2	災害廃棄物の広域処理の受入検討状況調査（10 月 7 日付で全国の自治体に依頼）の中間報告を公表
H23. 11. 21	全国都道府県知事会議・・・野田総理、細野環境大臣より協力を呼びかけ
H23. 12. 1	野田総理が記者会見で広域処理の協力を要請
H23. 12. 6	秋田市議会において、広域処理に関する勉強会を開催 ・・・廃棄物対策課長が出席し、放射性物質の処理に関する安全性の説明を行うとともに、広域処理についての協力を要請
H23. 12. 10	市町長を対象とした静岡県の広域処理説明会にて高山政務官が改めて協力を要請
H23. 12. 16	災害廃棄物の広域処理に関するパンフレットを全国の自治体へ配布
H23. 12. 22	細野環境大臣が静岡県市長会で協力を呼びかけ
H23. 12. 24	細野環境大臣が、静岡県島田市長との面会及び地元自治会との意見交換
H24. 1. 16	災害廃棄物の広域処理に関するホームページの公開
H24. 1. 24	全国市長会、全国町村会、全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会及び全国町村議会議長会に対して、細野環境大臣から広域処理について協力を依頼
H24. 1. 25	細野大臣が神奈川県知事と会談し、改めて協力を要請
H24. 1. 28	細野環境大臣が宮城県内の災害廃棄物の処理状況を視察
H24. 1. 30	災害廃棄物の広域処理に関する映像を公開
H24. 2. 10	野田総理が記者会見で再度広域処理への協力を要請
H24. 2. 14	細野環境大臣が復興推進会議で各閣僚の地元自治体などに受入れを働きかけるよう要請
H24. 2. 16	細野環境大臣が静岡県島田市において試験的に溶融される災害廃棄物の処理を視察

H24. 2. 20	細野環境大臣が岩手県と宮城県のガレキの現状を知らせる、写真展を視察
H24. 2. 24 H24. 2. 27 H24. 2. 28	細野環境大臣が国民新党、共産党、自民党、公明党、社民党、みんなの党に対し、災害廃棄物の広域処理の協力を要請
H24. 2. 27	野田総理が沖縄県知事と会談。沖縄県知事が災害廃棄物の受入れ検討を表明
H24. 3. 4	野田総理が日本テレビ「真相報道バンキシャ」において、受入れ自治体向けの支援措置を表明
H24. 3. 6	野田総理が、神奈川県知事らによる広域処理に関する要望書を受領
H24. 3. 9	広域処理に積極的な自治体首長有志による「みんなの力ががれき処理」プロジェクト発起人会開催
H24. 3. 11	野田総理が記者会見において、災害廃棄物の処理に関し、特措法に基づき、被災3県以外の全都道府県に被災地の災害廃棄物の受入れを文書で正式に要請し、基準等を定める等新たな取組を進めていく旨を表明
H24. 3. 13	「災害廃棄物の処理の推進に関する関係閣僚会合」（議長：総理）を開催
H24. 3. 16	野田総理及び細野環境大臣より、災害廃棄物処理特措法に基づく受入れ要請の文書を、まだ受入れを表明していない道府県及び政令市に対し発出
H24. 3. 16 H24. 3. 17	細野環境大臣が群馬県知事及び吾妻東部衛生施設組合（中之条町・東吾妻町・高山村）管理者等に面会し、広域処理への協力を要請
H24. 3. 23	野田総理及び細野環境大臣より、災害廃棄物処理特措法に基づく受入れ要請の文書を、群馬県、神奈川県、静岡県、の3県及び、同県内の5政令市に対し発出
H24. 3. 30	野田総理及び細野環境大臣より、災害廃棄物処理特措法に基づく受入れ要請の文書を、青森県、秋田県、山形県、埼玉県、大阪府の5府県及び、同府県内の3政令市に対し発出
H24. 4. 10	全国都道府県議会議長会役員会：横光環境副大臣及び福田総務大臣政務官より協力を呼びかけ
H24. 4. 11	全国市長会理事会・・・細野環境大臣及び福田総務大臣政務官より協力を呼びかけ

※上記の他、環境省では、広域処理に関するQ & A及び説明資料の作成や、地方公共団体等の説明会への職員・専門家の派遣等により、災害廃棄物の広域処理における安全性について周知を図っている。

災害廃棄物の広域処理に対する支援策

平成24年4月
環境省
総務省

東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理については、本年3月16日付けの自治体宛て協力要請文書にも示したとおり、国が全面的に支援することとしており、具体的には、以下の費用について国費及び地方財政措置によりその全額を措置することとしている。

1. 広域処理の受入に当たっての地域住民の方々の安心確保対策に要する費用

- － 地域住民の方々の理解を得るために必要な放射能測定費用（処理施設周辺の空間線量測定等を含む）
- － 住民説明に要する費用（説明会、広報、被災地視察等）
- － 受入検討段階における試験焼却に要する費用

2. 災害廃棄物の処理費用

通常の処理費用に加えて、既存施設の減価償却費相当額や被災自治体への職員派遣に要する旅費も対象

3. 施設整備に要する費用

広域処理の受入に関連して自治体が行う廃棄物処理施設の整備に対し支援

- － 現在建設中（設計中のものも含む）の施設であって、以下に該当するものの整備
 - ① 災害廃棄物を受け入れることが可能な施設
 - ② 災害廃棄物を受け入れる既存の施設と同等のものとして整備している施設
- － 広域処理の受入に使用した最終処分場の容量に相当する将来の最終処分場の整備
- － 災害廃棄物の処理により生じた施設の修繕

4. その他

自治体の要望に応じ、国が災害廃棄物の放射能測定を実施

上記に該当しないもので、特に広域処理に不可欠な経費については、国が支援する。

地方自治法の一部を改正する法律案（概要）について

平成 24 年 4 月
総務省自治行政局

- 地方公共団体の議会及び長による適切な権限の行使を確保するとともに、住民自治の更なる充実を図るため、議会の招集及び会期、議会と長の関係、直接請求制度等について必要な改正を行う。
- 内閣総理大臣の諮問機関である第 30 次地方制度調査会において取りまとめられた「地方自治法改正案に関する意見」（平成 23 年 12 月 15 日）に基づくもの。

1 改正事項

(1) 地方議会制度

① 地方議会の会期

- ・ 地方公共団体の議会について、条例により、定例会・臨時会の区分を設けず、通年の会期とすることができることとする。

※ 通年の会期とは、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とするもの。

※ 通年の会期を選択した場合、議会は会議を開く定例日を条例で定める。

※ 長等の議場への出席義務については、定例日又は議案の審議に限定する。

※ 長等が議場に出席できない正当な理由がある場合に、議長に届け出たときは出席義務が解除されることとする（定例会、臨時会においても同様）。

② 臨時会の招集権

- ・ 議長等の臨時会の招集請求に対して長が招集しないときは、議長が臨時会を招集することができることとする。

③ 議会運営

- ・ 委員会に関する規定を簡素化し、委員の選任方法、在任期間等について法律で定めていた事項（例：常任委員は会期の始めに議会で選任）を条例に委任する。
- ・ 本会議においても、公聴会の開催、参考人の招致をすることができることとする。

(2) 議会と長との関係

- ① 再議制度（長が、異議のある議決や越権・違法な議決等に対して、再度の議決を議会に求める制度）

- ・ 一般再議の対象を条例・予算以外の議決事件（総合計画など）に拡大する。

※ 条例・予算以外の議決の再議決要件は過半数とする。

② 専決処分（議会が議決すべき事件について必要な議決が得られない場合に、議決に代えて長が行う処分）

- ・ 副知事及び副市町村長の選任を対象から除外する。
- ・ 条例・予算の専決処分について議会が不承認としたときは、長は必要と認める措置を講じ、議会に報告しなければならないこととする。

③ 条例公布

- ・ 長は、条例の送付を受けた日から 20 日以内に再議に付す等の措置を講ずる場合を除き、当該条例の公布を行わなければならないこととする。

（3）直接請求制度

- ・ 解散・解職の請求に必要な署名数要件を緩和する。

※ 現行：有権者数の 3 分の 1（40 万を超える部分については 6 分の 1）

→ 改正後：有権者数の 3 分の 1（40 万から 80 万の部分については 6 分の 1、
80 万を超える部分については 8 分の 1）

（4）国等による違法確認訴訟制度の創設

- ・ 国等が是正の要求等をした場合に、地方公共団体がこれに応じた措置を講じず、かつ、国地方係争処理委員会への審査の申出もしないとき等に、国等は違法確認訴訟を提起することができることとする。

（5）一部事務組合・広域連合等

- ・ 一部事務組合等からの脱退の手続を簡素化する。
- ・ 一部事務組合の議会を構成団体の議会をもって組織することができることとする。
- ・ 広域連合に執行機関として長に代えて理事会を置くことができることとする。

2 施行期日

- | | |
|---|-----------|
| ① 地方議会の会期、臨時会の招集権、議会運営（公職会等）、再議制度、専決処分、条例公布 | 公布日 |
| ② 議会運営（委員会等）、直接請求制度（署名数要件の緩和）、国等による違法確認訴訟制度の創設、一部事務組合・広域連合等 | 公布後 6 月以内 |



がれき処理 みんなの力で すすめよう

膨大な量の災害廃棄物が発生し、現在も多くが仮置場に残されています。

東日本大震災の津波被害により発生した災害廃棄物の量は、岩手県で通常の11年分（約476万トン）、宮城県で通常の19年分（約1,569万トン）にも達しており、その多くが今もなお、処理が追いつかないまま仮置場に残されています。県内で処理しきれない災害廃棄物（放射能濃度が不検出または微量のものに限ります）について、全国の廃棄物処理施設で受け入れ、処理することについて、ご理解とご協力をお願いします。

被災県内では、全力で災害廃棄物の処理を進めています。

発災後、被災地では、まず住民が生活している場所の近くの災害廃棄物を仮置場へ移動させることを第一の目標として取り組み、平成23年8月末までに完了しました。その後、農地等に散乱した災害廃棄物の仮置場への移動もほぼ終了し、現在、津波被害により損壊した家屋の解体を進めているところです。こうした解体により発生する災害廃棄物までを含めても、全体の約4分の3について仮置場への搬入が完了しています。同時に、被災地における既存の廃棄物処理施設等において、全力で処理を進めてきており、金属くず、木くず、コンクリートくず、アスファルトくずなど、再生利用可能なものについて資材として活用したのも含めて、平成24年3月現在、その処理量は7%を超えたところです。これに加えて、岩手・宮城両県で仮設焼却炉5基がすでに稼働しており、また、現在整備中のもも含めて合計27基にのぼる仮設焼却炉が今後稼働する予定であり、いっそう処理は加速すると考えられます。

それでもなお、処理が追いつきません。受入れ、処理に全国のご協力をお願いします。

このように、県内では全力で災害廃棄物の処理を進めていますが、それでもなお、処理能力が不足しています。

また、廃棄物を埋め立てる最終処分場についても、残余容量が不足しており、新たに整備するにも長い期間を要することから、一日も早い復興に向け、岩手県では約57万トン、宮城県では約344万トンの、県内で処理しきれない災害廃棄物について、全国の廃棄物処理施設での受入れ、処理へのご協力をお願いしています。



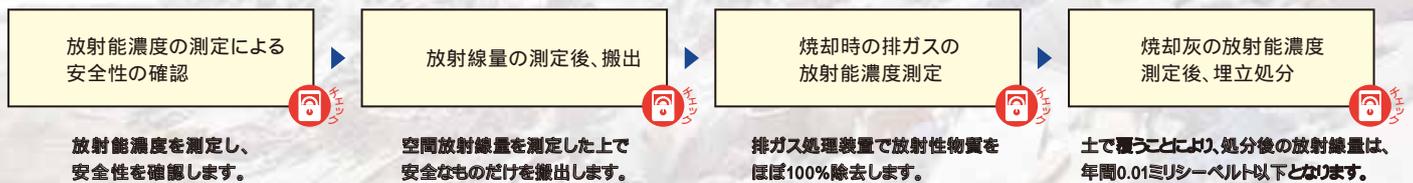
処理をお願いする災害廃棄物の放射能濃度は、不検出または微量です。

広域処理をお願いする岩手県と宮城県の沿岸部は、福島第一原発から100キロ～250キロ以上離れており、空間放射線量は、他の地域とほぼ同等です。そこで発生した災害廃棄物の放射能濃度は、不検出または微量であることが確認されています。

空間放射線量(地上1mでの測定結果)						
県名	市区町村名	空間線量率 単位:マイクロシーベルト/時間	県名	市区町村名	空間線量率 単位:マイクロシーベルト/時間	
東北沿岸部	岩手県	久慈市	0.06	主な都道府県	茨城県 水戸市	0.09
		野田村	0.06		栃木県 宇都宮市	0.11
		宮古市	0.10		群馬県 前橋市	0.09
		陸前高田市	0.05		埼玉県 さいたま市	0.05
	宮城県	気仙沼市	0.10		東京都 新宿区	0.07
		石巻市	0.09		愛知県 名古屋市長	0.04
		名取市	0.08		大阪府 大阪市	0.06
			福岡県 太宰府市	0.06		

関東圏: 文部科学省HP 放射線モニタリング情報 平成23年11月30日計測結果) 愛知県: 愛知県HP 空間放射線量率の測定結果 平成23年11月測定結果
 岩手県: 岩手県HP 地表付近の放射線量率の測定結果 大崎市: 大崎市HP 大崎市の放射線水準測定結果 平成23年6月測定結果
 宮古市、陸前高田市: 平成23年11月4日～11日計測結果 福岡県: 福岡県保健環境研究所HP 環境放射線 線 調査結果 平成23年11月
 久慈市、野田村: 平成23年11月2日～11日計測結果
 宮城県: 宮城県放射線情報サイトHP 平成23年11月30日計測結果)

さらに、広域処理のすべての過程で、安全性を確認しています。



安全の基準について
 広域処理では、焼却前で240～480ベクレル/kg以下の廃棄物を安全上の目安とし、焼却後の焼却灰で8000ベクレル/kg以下(従来の廃棄物と同様の方法で安全に埋立処理できる基準)となるものを対象としています。また、上部を厚さ50cm以上の土で覆い、放射線量を周辺住民への健康に対する影響を無視できるレベル(年間0.01ミリシーベルト以下)に抑えます。なお、廃棄物を一般社会で様々な方法で安全に再利用できる基準として、100ベクレル/kg以下という基準が定められています。

放射性セシウムを対象とした場合の基準です。

東京都をはじめとして、
災害廃棄物の受け入れは
すでに開始されています。
東北の1日も早い復興のために、
全国の自治体と住民の皆さまの
ご理解とご協力を
よろしくお願いいたします。

東北の1日も早い復興のために

環境省からのお知らせ

津波被害による 岩手県・宮城県の 災害廃棄物の 受け入れについて

災害廃棄物？

何をすれば
いいの？

それって
安全？

平成24年2月1日 第3版発行

東京都千代田区霞が関1-2-2

広域処理に関するお問い合わせ窓口：03-5333-8250（9:30～18:15）



本パンフレットは、津波被害による岩手県・宮城県の災害廃棄物の受け入れについてわかりやすく解説したものです。

詳細については、環境省 広域処理情報サイト <http://koukishori.env.go.jp/> を

ご覧ください。

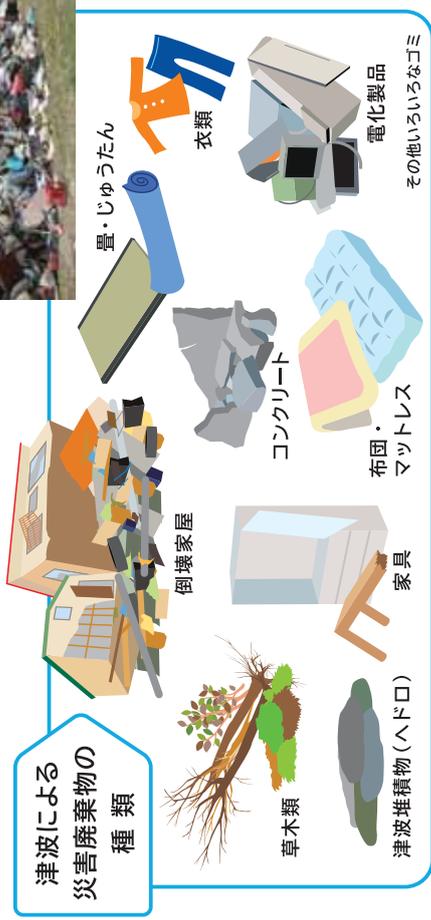




災害廃棄物ってどんなゴミ？ どうして被災地で処理できないの？

災害廃棄物とは、地震や津波などの被害で発生した廃棄物のこと。岩手県と宮城県では、大量に発生し、大きな問題になっています。

東日本大震災の津波で被害に遭って倒壊した家屋や海水を被った家財等の災害廃棄物が大量に発生し、その処理を急いでいます。



被災地での処理施設の不足で、処理しきれない災害廃棄物。その受け入れにご理解とご協力をお願いします。

岩手・宮城の両県では、全力で災害廃棄物の処理を行っています。処理施設の不足で思うように進んでいません。その量は岩手県で通常の約11年分、宮城県で通常の約19年分にも達しています。被災地の1日も早い復興に向けて、災害廃棄物の早急な処理は不可欠です。そこで、廃棄物の処理施設に余力のある全国の各自治体と住民の皆さまのご協力をいただき、災害廃棄物の処理を行っています。
広域処理をお願いします。

膨大な量の災害廃棄物が発生

岩手県	宮城県
約46万トン 年間量 東日本大震災 (平成21年度) 災害廃棄物	約1,569万トン 年間量 東日本大震災 (平成21年度) 災害廃棄物
約11年分	約19年分
約476万トン 年間量 東日本大震災 (平成21年度) 災害廃棄物	約84万トン 年間量 東日本大震災 (平成21年度) 災害廃棄物

※各県で1年間に排出される一般廃棄物の量との比較

Q

被災地の1日も早い復旧・復興のために、どんなことをしたらいいのですか？

A 災害廃棄物の迅速な撤去・処理によって、被災地の早期復旧・復興が実現できます。

被災地では、災害廃棄物を一時的な置場である「仮置場」に移動しています。しかし、仮置場をさらに確保することは地形的に難しく、現在では災害廃棄物が山積みされ、火災の危険性も高まっています。

被災地では仮設焼却炉を設置するなどして処理に取り組んでいますが、それだけではとても処理しきれず、日本全体で災害廃棄物の処理に協力することで、復旧・復興を進めることが不可欠です。



同地点
平成23年5月24日

仙台市若林区
平成23年3月13日

Q

そもそも、広域処理ってなんですか？

A 被災地を支援し、災害廃棄物を全国で処理していただくことです。

全国の廃棄物処理施設で、被災地で処理しきれない災害廃棄物を処理していただくことを広域処理といいます。

MEMO

広域処理は、これまでも被災地復興の大きな力になっています。

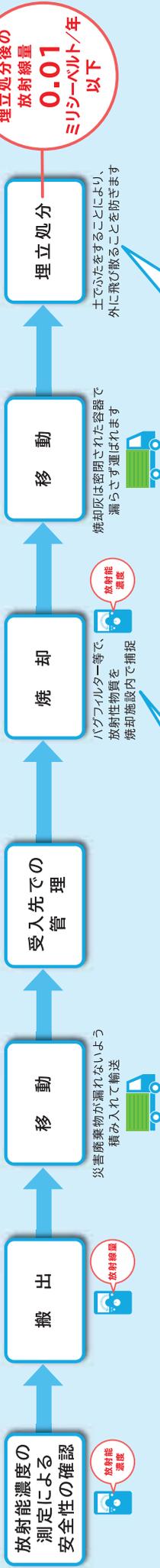
阪神・淡路大震災の際には、兵庫県で発生した可燃性の災害廃棄物のうち約14%が県外で焼却され、埋め立てられました。また、新潟県中越沖地震で発生した数十トンの災害廃棄物が川崎市によって処分されています。



災害廃棄物って、 どうやって処理するの？

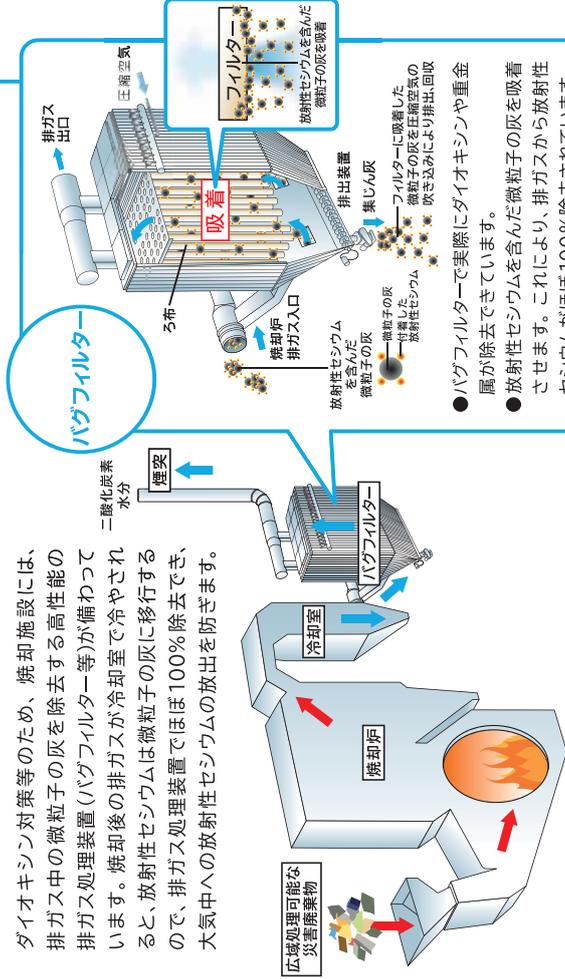
災害廃棄物の処理は、徹底的な安全管理のもとで実施されます。

放射能濃度を測定し安全性を確認するとともに、モニタリングを実施します。



焼却する際には高性能排ガス処理装置で放射能物質の大気中への放出を防ぎます。

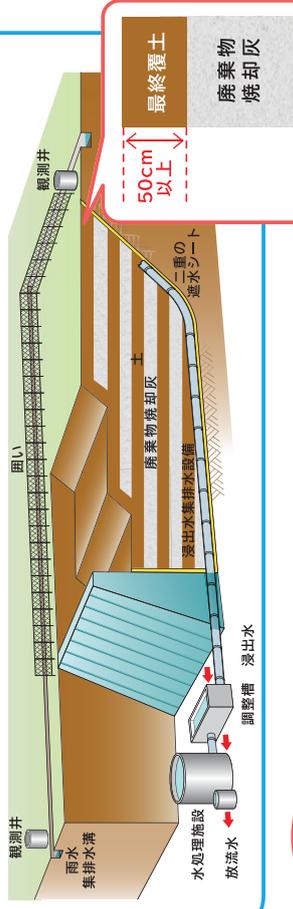
ダイオキシン対策のため、焼却施設には、排ガス中の微粒子の灰を除去する高性能の排ガス処理装置(バグフィルター等)が備わっています。焼却後の排ガスが冷却室で冷やされると、放射性セシウムは微粒子の灰に移行するので、排ガス処理装置でほぼ100%除去でき、大気中への放射性セシウムの放出を防ぎます。



焼却施設 イメージ図

焼却灰は処分施設に埋め立てられ、土で覆われます。

通常の生活ごみと同様に、焼却灰は一般廃棄物最終処分場(管理型処分場)で埋立処分されます。放射線量は、一般公衆の年間線量限度である1ミリシーベルトを下回り、作業者であっても安全で外に出ることを防ぎます。また、飛散防止のため覆土などを行い、焼却灰が外に出ることを防ぎます。※埋立方法等については、国際原子力機関 (IAEA) ミッション(平成23年10月)、原子力安全委員会及び放射線審議会より適当であることが認められており、廃棄物処理法を遵守して処分します。



Q 放射線の影響はないのですか？

A 処分施設の上層を50cm以上の土で覆うことで、放射線量を十分に減らすことができます。

埋め立て終了後は、処分場の上層を50cm以上の土で覆います。それにより、99.8%の放射線を遮へいでき、周辺住民への健康に対する影響を無視できるレベル(年間0.01ミリシーベルト以下)に抑えられます。